

日本国内で損害保険業を営む会社

国内損害保険会社〔35社〕

2024年7月1日現在

●印は、損保協会会員会社

(1) 元受および再保険業〔33社〕

- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- アイペット損害保険株式会社
- アクサ損害保険株式会社
- アニコム損害保険株式会社
- アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
- アリアンツ火災海上保険株式会社
- イーデザイン損害保険株式会社
- AIG損害保険株式会社
- エイチ・エス損害保険株式会社
- SBI損害保険株式会社
- au損害保険株式会社
- 株式会社NTTドコモ損害保険
- カーディフ損害保険株式会社
- キャピタル損害保険株式会社
- 共栄火災海上保険株式会社
- さくら損害保険株式会社
- ジェイアイ傷害火災保険株式会社
- セコム損害保険株式会社
- セゾン自動車火災保険株式会社
- 全管協れいわ損害保険株式会社
- ソニー損害保険株式会社
- 損害保険ジャパン株式会社
- 大同火災海上保険株式会社
- Chubb損害保険株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 日新火災海上保険株式会社
- ペット&ファミリー損害保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 明治安田損害保険株式会社
- 株式会社ヤママップネイチャランス損害保険
- 楽天損害保険株式会社
- レスキュー損害保険株式会社

(2) 再保険専門〔2社〕

- トーア再保険株式会社
- 日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社〔22社〕

2024年7月1日現在

—支店または代理店形態等で日本に進出している保険会社—

(1) 元受および再保険業〔10社〕

- アトラディウス・クレジット・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
- エイチディーアイ・グローバル・エスイー
- コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムルス・エクステリユール
- ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
- ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
- スイス・リー・インターナショナル・エスイー
- スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
- チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- 現代海上火災保険株式会社
- ユーラーヘルメス・エスエー

(2) 再保険専門〔6社〕

- アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
- ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
- Swiss Re Asia Pte. Ltd.
- スコール・エスイー
- トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
- ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン

(3) 船主責任保険専門〔6社〕

- アシュアランスフォアニングン・ガード・イエンシディグ
- Assuranceforeningen SKULD Gjensidig
- ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ
- ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッド
- スチームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド
- ノーススタンダード・リミテッド

主な損害保険の関連団体

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく法人であり、「損害保険料率算定会」および「自動車保険料率算定会」が統合しました。火災保険・傷害保険・自動車保険等の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率の算出を行うとともに、関連事項の調査・研究を行っています。また、自賠責保険の損害調査等を行うため、全国主要都市に調査事務所を設置しています。

TEL:03-6758-1300

URL:<https://www.giroj.or.jp/>

損害保険契約者保護機構

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護を図っています。

TEL:03-3255-1635

URL:<http://www.sonpohogo.or.jp/>

日本原子力保険プール

原子力保険に関する事務の共同処理および調査・研究を行っています。

TEL:03-3255-1231

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

損害保険および関連分野に関する教育研修、調査研究、資料の収集、機関誌・図書の発行等を行っています。

TEL:03-3255-5511

URL:<https://www.sonposoken.or.jp/>

一般社団法人 外国損害保険協会

日本において損害保険業を営むための免許を取得した外国損害保険会社または外国損害保険会社グループ（事業免許取得の段階にある外国の保険会社を含む。）が加入しています。

TEL:03-5425-7963（一般のお客さま向け相談窓口）

URL:<https://www.fnlia.gr.jp/>

一般社団法人 日本損害保険代理業協会

損害保険代理店を会員とする団体で、代理店に対する教育・研修、代理店の制度・業務に関する調査・研究および提言、損害保険の普及に関する啓発・宣伝、社会貢献活動等を行っています。

TEL:03-6281-8356

URL:<https://www.nihondaikyo.or.jp/>

一般社団法人 日本保険仲立人協会

保険仲立人制度に関する教育・研修・試験、保険仲立人の登録・届出手続きの援助、および保険仲立人制度普及のための啓発・宣伝等を行っています。

TEL:03-6262-6400

URL:<https://www.jiba.jp/>

一般社団法人 日本少額短期保険協会

少額短期保険募集人の教育・試験、少額短期保険に関する調査・研究、および保険・補償に関する相談事業等を行っています。

TEL:03-6222-4422

URL:<https://www.shougakutanki.jp/general/>

公益社団法人 日本損害鑑定協会

鑑定業務に関する各種研修会、調査・研究、資料・情報の収集と提供や、会員間の情報交換・交流事業等を行っています。

TEL:03-3254-6454

URL:<https://www.laaj.or.jp/>

一般社団法人 全国技術アジャスター協会

アジャスターの登録、試験、基礎研修等、会員に係わる基本業務の他、技術資料・情報の提供や研修会、事故車修理簡易見積りシステムの開発・メンテナンス・データ作成等を行っています。

TEL:03-3864-8841

URL:<http://www.zengikyo.gr.jp/>

はじめに・
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

個人情報保護の取組み

損害保険業界に対する消費者からの信頼向上のため、2005年4月1日付で、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」に基づき対象事業者である損害保険会社等における個人情報の適正な取扱いの確保のための業務を行っています。

参照 P.65

資料・データ 損害保険に関する主な法律
(個人情報の保護に関する法律)

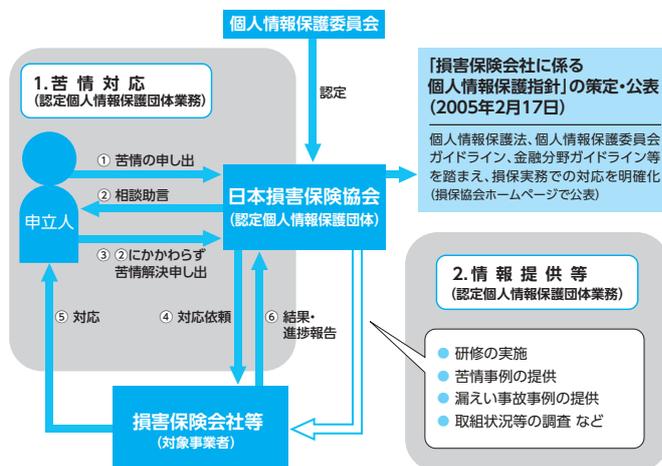
認定個人情報保護団体とは

個人情報保護法に基づき、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報保護委員会の認定を受けて以下の業務を行う団体です。

- 対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理
- 対象事業者への情報提供 等

また、上記の業務のほか、業界の特性に応じた自主的なルールである「個人情報保護指針」を作成し、公表すること、あわせて対象事業者に対し、同指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとることが求められます。

損保協会が行う認定個人情報保護団体業務の概要



契約者保護のしくみ

早期是正措置

早期是正措置とは、保険契約者の保護を図るために、保険会社の支払能力の充実の状況に応じて、監督当局が必要な是正措置を保険会社に命じることにより、経営改善を促す監督措置です。

是正措置の発動基準としてはソルベンシー・マージン比率が適用されており、200%を下回った場合に、早期に経営の健全性の回復を図るため、金融庁長官によってソルベンシー・マージン比率の水準により、適時・適切な早期是正措置が講じられます。

2012年3月末からリスク計測の厳格化等が行われていますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

なお、2012年3月末からは、保険会社単体のソルベンシー・マージン比率のほか、子会社等を有する保険会社についてはグループ全体の連結ソルベンシー・マージン比率を公表しています。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{資本金・基金・準備金等の合計額}}{\text{通常の予測を超えるリスクに対応する額} \times 1/2} \times 100$$

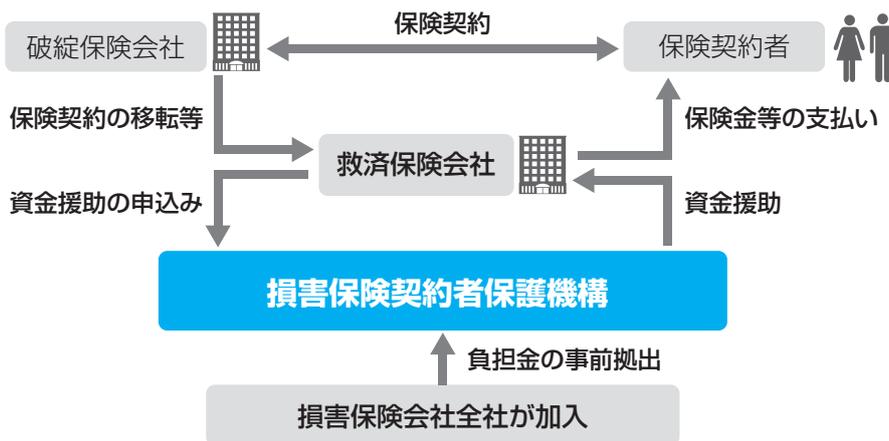
早期是正措置の主な内容

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上 200%未満	● 経営の健全性を確保するための改善計画の提出・実行
第二区分	0%以上 100%未満	● 保険金支払能力を充実させる計画の提出・実行 ● 配当・役員賞与の禁止または抑制 ● 営業所・事務所などの業務の縮小など
第三区分	0%未満	● 期限を付した業務停止命令 (全業務または一部の業務)

損害保険契約者保護機構

万が一損害保険会社が破綻したときには、保険業法に基づき設立された損害保険契約者保護機構が、補償対象契約について、破綻保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護が図られます。

損害保険契約者保護機構のしくみ (救済保険会社が保険契約を引き継ぐ場合)



(注) 救済保険会社が現れなかった場合には、損害保険契約者保護機構や同機構により子会社として設立された保険会社が破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、保険契約の継続を図ります (全ての保険契約が引き継ぎの対象となります)。

損害保険契約者保護機構による補償の対象となる契約

- 保険契約者が、個人・小規模法人^{※1}・マンション管理組合^{※2}である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。
- 下表中、★印の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となります。

		保険金支払い	解約返戻金・満期返戻金等
損害保険(下記以外)	自賠責保険、家計地震保険★	補償割合100%	
	自動車保険★	破綻後3か月間は保険金を全額支払(補償割合100%)	補償割合80%
	火災保険		
	その他の損害保険 賠償責任保険、動産総合保険、海上保険、運送保険、信用保険、労働者災害補償責任保険等		
短期傷害 ^{※3} 特定海旅 ^{※4} ★	3か月経過後は補償割合80%	補償割合90% ^{※6}	
年金払型積立傷害保険 ^{※5} ★ 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険			
その他の疾病・傷害保険★	補償割合90% ^{※6}		
疾病・傷害に関する保険	上記以外の傷害保険、所得補償保険、医療・介護(費用)保険等	補償割合90% ^{※6} 積立型保険の場合、積立部分は80%となります。	

- ※1 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20名以下の次の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含まず)をいいます。
① 日本法人
② その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人
- ※2 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。
- ※3・4・5 「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られる等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。
- ※6 「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率を常に超えていた保険契約をいいます(保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります)。

- (注2) 「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、左記補償の対象となります。
- (注3) 破綻保険会社の財産状況により左記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。
- (注4) いわゆる共済契約や少額短期保険業者の引受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

(注1) 上記保険契約の区分は、主契約(基本的に普通保険約款)の保険金支払事由に従うこととなります。

損害保険に関する主な法律

保険法（2008年）

保険契約に関して、保険契約者等と保険会社との間の権利義務等の基本的事項を定めている。

具体的には、保険契約を損害保険、傷害疾病損害保険、生命保険および傷害疾病定額保険に分類し、保険契約の成立、保険の給付時、保険契約の終了等について、以下のようなルールを定めている。

1. 保険契約の成立（保険契約の目的、告知義務、保険契約締結時の書面交付）
2. 保険契約の効力（第三者のためにする保険契約、超過保険、保険価額の減少、危険の減少）
3. 保険給付（損害の発生および拡大の防止、損害発生の通知、保険者の免責、損害額の算定、一部保険、重複保険、保険給付の履行期）
4. 保険契約の終了（保険契約者による解除、告知義務違反による解除、危険増加による解除、重大事由による解除、解除の効力）等

保険法の主なポイント

2010年4月1日に施行された保険法は、従来の保険に関する商法の規定を現代社会に合った内容に変更し、単独の法律として制定されたもので、保険契約者の保護が図られている。

(1) 保険契約に関するルールの共通化

■ 適用対象契約

- 保険法は保険契約と同等の内容を有する共済にも適用される。

■ 傷害疾病定額保険契約の規定

- 傷害疾病定額保険契約に関して規定されている。

(2) 保険契約者（消費者）保護

■ 片面的強行規定の規律

- 片面的強行規定の規律により、保険契約者、被保険者または保険金受取人に不利な内容の約款を定めても、その約款の定めは無効となる（企業分野の保険は、適用除外）。

■ 告知義務

- 質問応答義務が定められており、保険契約者または被保険者は、重要事項のうち保険会社から告知を求められた事項を告知することが求められる。
- 保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合は、保険会社は告知義務違反による契約の解除ができない。

■ 保険給付の履行期

- 保険金の支払時期が規定され、適正な保険金支払のための調査に必要な相当の期間が経過した後は、保険会社は遅滞の責任を負う。

■ 他人を被保険者とする契約に関する規定

- 他人を被保険者とする傷害疾病定額保険契約について、原則として被保険者の同意が必要である（一定の場合は同意不要）。
- 他人を被保険者とする傷害疾病定額保険契約について、被保険者と保険契約者や保険金受取人との間の信頼関係が破壊された場合や、被保険者が同意するにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合には、被保険者からの解除請求が認められる（被保険者離脱制度）。

(3) 保険機能

■ 超過保険

- 保険金額（契約金額）が保険の対象である物の実際の価額（保険価額）を超える超過保険について、超過部分は取り消し可能であると規定されている。

■ 重複保険

- 同一の目的物に複数の損害保険契約が締結された重複保険契約については、独立責任額全額支払方式が規定されている。
これにより、他の損害保険契約が締結されてい

る場合には、各保険会社は按分支払いをせず、自らが締結した保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負う。

■責任保険契約についての先取特権

- 被保険者が倒産した場合であっても、被害者が保険金から優先的に被害の回復ができるように特別の先取特権の制度が定められている。

■重大事由解除

- 保険金詐欺等のモラルリスクを防止するための重大事由解除の規定がある。
これにより、故意に事故を起こしたり、保険金請求についての詐欺を行ったりするなど保険契約者等に対する保険会社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合には、保険会社は契約を解除できる。

■保険金受取人による介入権制度

- 保険契約者の債権者等による契約解除に対して、保険金受取人が契約を存続することができる（介入権）。
保険金受取人が介入権を行使するためには、介入権行使について保険契約者の同意を得ること、保険会社が解除の通知を受けたときから1か月以内に解約返戻金相当額を債権者等に支払うこと等一定の要件が定められている。（傷害疾病定額保険契約）

保険業法（1995年）

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として制定された。

保険監督法の基本法に位置付けられ、保険会社に対する監督と保険募集に対する監督の両面に関し規定している。

保険会社に対する監督としては、主務官庁の免許、業務範囲、経理事項、保険商品の審査、保険会社の健全性維持のための措置、保険会社が破綻した場合の契約者保護のための措置などの規定を設けている。また、外国保険業者が日本で保険業を営む場合においても、日本の保険会社との衡平性から、これを監督する規定を設けている。

保険募集に関する監督としては、保険募集に従事する者についての登録・届出制度に関する事項、保険募集の際の禁止行為に関する事項などを定めている。

▶改正の主なポイント（2016年5月）

2013年6月に公表された金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ（保険WG）」の報告書を受け、保険募集ルールの見直しが行われ、2016年5月に改正保険業法が施行された。

■保険募集に係る基本的ルールの創設

- 「不適切な行為の禁止」に限定されていた従来の募集規制に加え、顧客ニーズの把握に始まり保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細かな対応の実現に向け、情報提供義務や意向把握義務など、積極的な顧客対応を求める義務が導入された。

■代理店などの保険募集人に対する体制整備義務の導入

- 「保険会社」が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、「保険募集人」に対しても、業務の規模・特性に応じた体制整備を義務付ける規制が新たに設けられた。

損害保険に関する主な法律

▶ 保険業法の主なポイント

1

事業の開始

- 内閣総理大臣が免許を付与→免許の種類は、生命保険・損害保険の2種類
- 生命保険業・損害保険業の兼営を禁止
- 会社形態に制限→株式会社または相互会社でなければならない

2

保険会社の
事業運営

(注)外国保険会社
についても同
様の規定あり

- 1 業務**： 保険会社は、保険の引受け等の固有業務のほか、それに付随する業務、また、固有業務を妨げない限度において、証券業務等の法定他業を行うことができる。

固有業務：①保険の引受け、②資産の運用

付随業務：①他の保険会社の業務の代理・事務の代行、②債務保証、③国債・地方債・政府保証債の引受けまたは募集の取扱い、④金融等デリバティブ取引等

法定他業：①公共債（国債、地方債等）の売買（公共債ディーリング業務）、②証券投資信託の受益証券等の販売業務等

 - 業務運営に関する措置
→保険契約の重要事項について、書面の交付等による説明を義務付け等
 - 独禁法適用除外制度
→他の保険会社との共同行為が可能（主務官庁の許可が必要）
- 2 子会社**： 保険会社は、あらかじめ主務官庁の認可を受けることにより、保険会社・銀行・証券会社・従属業務会社・金融関連業務会社等を子会社とすることができる。
- 3 経理**： 保険会社は、事業年度ごとに、業務および財産の状況を記載した業務報告書を主務官庁に提出し、また、同状況を記載したディスクロージャー資料を公衆に開示しなければならない。
- 4 監督**： 保険会社は、事業方法書や普通保険約款等を変更する場合には、主務官庁の認可を受け、または届出をしなければならない。また、主務官庁は、保険会社の経営の健全性を判断するための基準を定め、監督上必要な措置を命じることができる。
 - 事業方法書、普通保険約款等の認可制・届出制
 - 立入検査
 - 業務改善命令等
 - ソルベンシー・マージン（保険金等の支払能力の充実の状況）比率による早期是正措置命令の発出
- 5 株主**： 保険会社または保険持株会社の総株主の一定割合を超える議決権を保有する者は、主務官庁に届出を行わなければならない。

3

保険募集

- 1 保険募集の制限**： 保険募集を行うことができる者については以下のとおり規定されている。
 - 『保険募集』=保険契約締結の代理または媒介
 - 保険会社（役員・使用人）、損保代理店、生保募集人、保険仲立人以外による保険募集の禁止
- 2 損保代理店、生保募集人の登録**： 損保代理店および生保募集人は、主務官庁の登録を受けなければ保険募集を行うことができない。
- 3 保険募集に関する基本的ルール**： 不適切な行為の禁止と積極的な顧客対応について以下のとおり規定されている。

<禁止行為>

 - 保険契約者等に対する虚偽の告知、保険契約の重要事項の不告知
 - 保険契約者等に対する特別利益（保険料の割引等）の提供
 - 他の保険契約との比較で誤解を招く表示 等

<積極的な顧客対応>

 - 意向把握義務
 - 情報提供義務
- 4 保険募集人に対する体制整備義務**： 損保代理店等は、業務の規模・特性に応じた体制整備をしなければならない。
- 5 監督**： 損保代理店等は、その役員または使用人に保険募集を行わせようとするときは、主務官庁に届出を行わなければならない。
 - 損保代理店・保険仲立人の役員・使用人→届出が必要
 - 業務改善命令、登録の抹消等

4

その他

- 1 クーリング・オフ制度**： 保険契約の申込者は、契約から一定期間、書面または電磁的記録により契約の申込みの撤回または解除ができる。
- 2 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）**
- 3 保険契約者保護制度**
- 4 罰則**

損害保険料率算出団体に関する法律(1948年)

保険会社が公正な損害保険料率を算出するための基礎資料となる参考純率等を算出・提供する損害保険料率算出団体について、その業務の適切な運営を確保し、損害保険業の健全な発達と保険契約者などの利益保護を目的として制定された。この法律に基づいて損害保険料率算出機構が設けられている。

自動車損害賠償保障法(1955年)

自動車による人身事故の場合の損害賠償を保障する制度を確立することによって、被害者保護を図ることを目的として制定された。自動車人身事故の加害者の賠償資力を確保するために、特殊な例外を除き、全ての自動車保有者に対して自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)または自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)の契約締結を強制している。

地震保険に関する法律(1966年)

住宅および家財について保険会社が引受けた地震保険の支払責任を政府が一定の条件により再保険として引受けることによって地震保険の普及を図り、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として制定された。

消費者契約法(2000年)

消費者と事業者との間で情報、交渉力の格差があることから、契約締結時における事業者の不実告知等不適切な説明によって消費者に「誤認」が生じた場合や、事業者の不退去等によって消費者が「困惑」した場合には、この契約を取り消すことができることとしている。

また、事業者の損害賠償責任等を制限する条項など、消費者の利益を著しく害する条項を無効とするほか、一定の消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める消費者団体訴訟制度などにより、消費者保護を図っている。

個人情報の保護に関する法律(2003年)

個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

個人情報取扱事業者には、利用目的の特定、適正な取得、利用目的の通知・公表・明示、安全管理措置、従業員・委託先の監督、第三者提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等の義務が課せられている。

金融商品取引法(2006年)

投資者保護のための、幅広い金融商品についての包括的・横断的な法制度の整備を図ることを目的としている。金融商品取引業者が遵守すべき行為規制(販売・勧誘ルール)として、次の事項を定めている。保険会社の一部の商品にも、これらの規制が適用される。

- ① 広告の規制
- ② 契約締結前および締結時の書面交付義務(説明義務)
- ③ 各種禁止行為(虚偽のことを告げる行為等)
- ④ 損失補てんの禁止 等

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(2024年)

金融サービスの提供を受ける顧客の保護及び金融サービスの利用環境の整備等を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とし、金融サービスを提供する事業者等に対して、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を幅広く規定している。また、金融経済教育の推進等による金融リテラシーの向上、金融機関による顧客本位の業務運営など、安定的な資産形成の支援に係る施策を、政府一体となって強力に推進することとし、金融経済教育を行う「金融経済教育推進機構」の設置を定めている。(2024年2月施行)

金融経済教育の取組み

金融経済教育とは

金融や経済に関する知識や判断力のことを「金融リテラシー」といい、国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、欠かせない生活スキルとなります。この金融リテラシーを育むための教育を「金融経済教育」といいます。

損保協会では、消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや効用を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、損害保険に関する金融リテラシーのことを「損害保険リテラシー」として、この金融経済教育の取組みを推進しています。また、新学習指導要領や成年年齢の引下げの影響等を踏まえて、損害保険にかかると金融リテラシー教育の推進に取り組んでいます。

金融経済教育に関する取組みの変遷

(1) 金融経済教育研究会(事務局:金融庁)における検討

2012年11月に設置された金融経済教育研究会では、今後の金融経済教育のあり方について検討を行い、金融経済教育の意義・目的や今後の進め方、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」等について、2013年4月に報告書に取りまとめました。保険商品に関する金融リテラシーの内容は次のとおりです。

■ 保険商品に関する金融リテラシー

- ① 自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解
- ② カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

(2) 金融経済教育推進会議(事務局:金融広報中央委員会)における取組み

2013年6月に設置された金融経済教育推進会議では、金融経済教育研究会報告書で整理された金融リテラシーの内容を項目別・年齢層別に体系化した「金融リテラシー・マップ(右ページ参照)」を作成するとともに、金融経済教育を行うにあたり、営業活動との峻別を図り、中立性・公正性を確保するための基準を整理しました。

また、金融経済教育推進会議構成団体の連携により、大学講義で金融リテラシー・マップの内容に沿った金融経済教育を実施するとともに、2019年3月には、保険分野に限らず、金融リテラシー全体に触れた共通教材「コアコンテンツ」を作成し、大学での講座に活用しました。

2021年11月には、金融リテラシーに関するeラーニング講座「マネビタ〜人生を豊かにするお金の知恵」を開講し、損保協会は「損害保険」の講義を担当しています。本講座は、金融経済教育に関わる官庁と団体が連携して作成したという点で本邦初の動画教材であり、金融リテラシーに関する基本的な事項を網羅したテーマを用意しています。

(3) 金融経済教育推進機構の設立

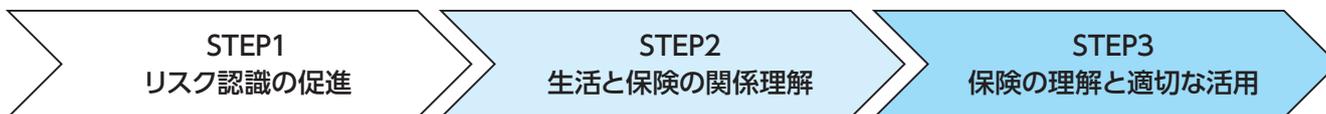
2024年4月には、金融経済教育の推進を目的に、講師派遣や学習教材の無料提供等の事業を行う金融経済教育推進機構(略称:J-FLEC)が設立され、同機構には損保協会も協力しています。



▶ 損保協会における世代別の損害保険・防災教育の取組み

損保協会では、発達段階に応じた身の回りのリスクや防災に関して身に付けて欲しい知識・能力を3段階に分け、年齢層別に以下のとおり、講演の実施（オンラインでの講演も実施）や資料・動画教材等を用意しています。

	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般消費者			
						若年 社会人	～	高齢者	
損害保険				講演会	単発*、連続講座	講演会			
				※コアコンテンツによる講座を含む					
		安全教育副教材	リスク教育副教材 (冊子版・パワーポイント版)	そんぽのホントくフレッシュアーズガイド	高齢者向け 講演会資料				
			明るい未来へTRY! ～リスクと備え～ (冊子版・パワー ポイント版・動画)						
防災	ぼうさいダック	ぼうさい探検隊	動画で学ぼうハザードマップ			高齢者向け 講演会資料			
			防災教育副教材 (冊子版・パワーポイント版)	地域における防災イベント等					



参考：金融リテラシー・マップの主な内容（保険商品分野の抜粋）

小学生	中学生	高校生	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
<ul style="list-style-type: none"> ●事故や疾病等が生活に大きな影響を与えることを理解し、自らも安全に行動する。 ●不測の事態に備える方法として貯蓄以外に保険があることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクを予測して行動するとともに、人を負傷させたり、人の物を壊した場合には弁償しなければならないことを理解する。 ●事故や病気のリスクや負担を軽減させる手段のひとつに保険があることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクを予測・制御して行動するとともに、加害事故を起こした場合には責任や補償問題が生じることを理解する。 ●社会保険と民間保険の補完関係を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自分自身が備えるべきリスクの種類や内容を理解し、それに応じた対応（リスク削減・保険加入等）を行うことができる。 ●自動車事故を起こした場合、自賠責保険では賄えないことがあることを理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる。 		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢期における保険加入の必要性・有効性や保険の種類を理解している。

元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

2023年度

9兆9,178億円



(注)元受正味保険料とは、お客さま(保険契約者)との直接の保険契約に係る収入を示すもの。

〔元受正味保険料〕=〔元受保険料〕-〔諸返戻金(満期返戻金を除く)〕

(金額:百万円、増減率:%)

項目	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火災	1,704,261	8.8	1,777,201	4.3	1,772,725	△0.3	1,928,656	8.8	1,869,354	△3.1
(うち積立)	(51,313)	(△29.6)	(22,157)	(△56.8)	(17,750)	(△19.9)	(15,858)	(△10.7)	(9,160)	(△42.2)
自動車	4,185,270	1.3	4,275,597	2.2	4,307,175	0.7	4,301,292	△0.1	4,349,566	1.1
(うち積立)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
傷害	981,888	0.5	893,596	△9.0	876,861	△1.9	894,919	2.1	888,245	△0.7
(うち積立)	(252,230)	(4.7)	(232,319)	(△7.9)	(199,434)	(△14.2)	(173,725)	(△12.9)	(141,711)	(△18.4)
新種	1,548,991	4.0	1,597,324	3.1	1,655,417	3.6	1,715,700	3.6	1,785,328	4.1
(うち積立)	(△362)	(△617.1)	(△509)	(-)	(△1,138)	(-)	(△977)	(-)	(△731)	(-)
盗難	11,764	6.7	13,310	13.1	14,198	6.7	14,667	3.3	15,993	9.0
硝子	259	△8.5	254	△1.9	257	1.2	251	△2.3	266	6.0
航空	18,947	34.7	15,609	△17.6	15,476	△0.9	18,110	17.0	19,256	6.3
風水害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保証	11,476	3.6	11,346	△1.1	10,890	△4.0	12,389	13.8	13,654	10.2
信用	36,197	22.0	38,080	5.2	37,564	△1.4	39,467	5.1	42,351	7.3
労働者災害補償責任	169,363	4.9	176,277	4.1	180,908	2.6	184,478	2.0	191,224	3.7
(うち積立)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
ボイラ・ターボセット	1,854	△15.1	2,051	10.6	2,074	1.1	2,068	△0.3	2,108	1.9
動機	5,773	6.2	6,090	5.5	6,955	14.2	7,609	9.4	8,614	13.2
賠償責任	629,300	3.7	634,327	0.8	652,897	2.9	680,297	4.2	723,174	6.3
機械	37,244	0.4	37,574	0.9	36,721	△2.3	36,204	△1.4	37,717	4.2
船客傷害賠償責任	633	△2.9	607	△4.1	601	△1.0	575	△4.3	600	4.3
建設工事	57,106	8.2	58,036	1.6	57,689	△0.6	56,015	△2.9	58,655	4.7
原子力	3,284	△17.8	3,412	3.9	2,615	△23.4	2,770	5.9	2,782	0.4
動産総合	139,881	6.7	152,455	9.0	165,412	8.5	175,123	5.9	187,784	7.2
(うち積立)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
費用・利益	359,995	△2.8	371,482	3.2	384,362	3.5	385,253	0.2	373,112	△3.2
(うち積立)	(△362)	(△617.1)	(△509)	(-)	(△1,138)	(-)	(△977)	(-)	(△731)	(-)
ペット	65,846	26.7	76,356	16.0	86,738	13.6	100,358	15.7	107,976	7.6
海上・運送	285,614	3.4	273,997	△4.1	309,095	12.8	358,251	15.9	358,981	0.2
船舶	87,045	17.5	84,930	△2.4	89,262	5.1	106,911	19.8	111,751	4.5
貨物	125,489	△5.7	114,398	△8.8	142,712	24.8	171,165	19.9	164,354	△4.0
運送	73,076	5.8	74,667	2.2	77,118	3.3	80,173	4.0	82,873	3.4
小計	8,706,060	3.2	8,817,758	1.3	8,921,313	1.2	9,198,858	3.1	9,251,509	0.6
自賠責	965,334	△0.9	809,589	△16.1	749,542	△7.4	760,477	1.5	666,323	△12.4
合計	9,671,394	2.7	9,627,347	△0.5	9,670,855	0.5	9,959,335	3.0	9,917,832	△0.4
(うち積立)	(303,181)	(△3.4)	(253,967)	(△16.2)	(216,046)	(△14.9)	(188,606)	(△12.7)	(150,140)	(△20.4)

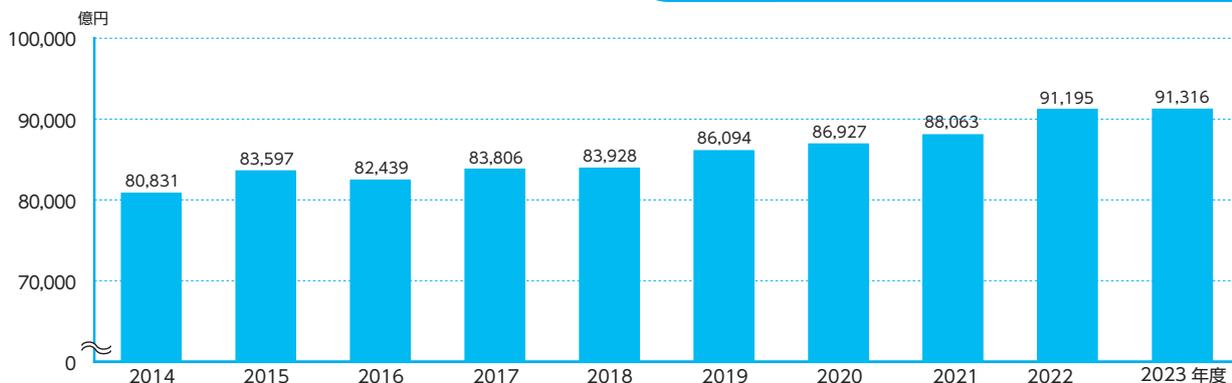
(注)端数処理の関係上、内訳項目の合計値とその総括項目の値とは差異が生じることがある。

損保協会会員会社ベース

正味収入保険料

2023年度

9兆1,316億円



(注) 正味収入保険料とは、元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したものの。
 「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「出再正味保険料」－「収入積立保険料」

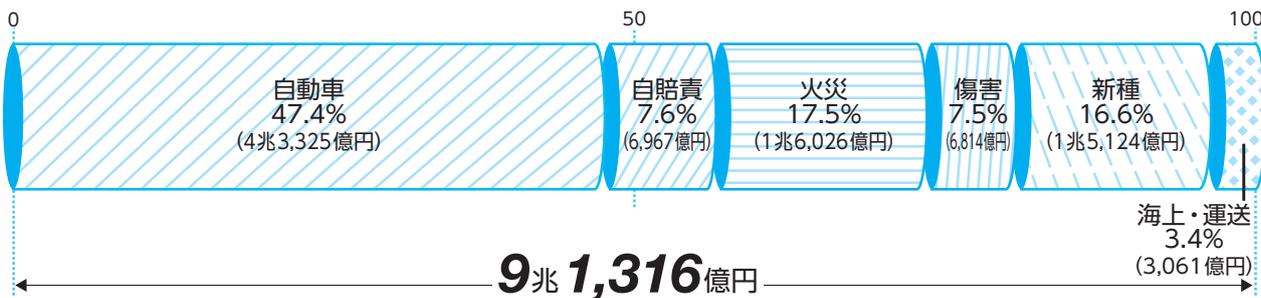
(金額：百万円、増減率：%)

項目	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火災	1,280,652	8.1	1,469,280	14.7	1,507,141	2.6	1,692,997	12.3	1,602,552	△5.3
自動車	4,108,878	1.3	4,188,067	1.9	4,228,750	1.0	4,240,211	0.3	4,332,489	2.2
傷害	675,024	△1.8	620,535	△8.1	631,501	1.8	664,300	5.2	681,427	2.6
新種	1,303,537	4.4	1,333,132	2.3	1,393,092	4.5	1,457,163	4.6	1,512,362	3.8
海上・運送	262,166	3.4	242,640	△7.4	272,898	12.5	312,843	14.6	306,097	△2.2
(船舶)	(70,632)	(12.6)	(60,298)	(△14.6)	(61,826)	(2.5)	(73,411)	(18.7)	(68,325)	(△6.9)
(貨物)	(126,409)	(△2.5)	(116,737)	(△7.7)	(144,944)	(24.2)	(170,419)	(17.6)	(166,853)	(△2.1)
(運送)	(65,122)	(6.5)	(65,599)	(0.7)	(66,125)	(0.8)	(69,007)	(4.4)	(70,915)	(2.8)
小計	7,630,303	2.7	7,853,694	2.9	8,033,432	2.3	8,367,560	4.2	8,434,974	0.8
自賠責	979,119	1.7	839,045	△14.3	772,875	△7.9	751,914	△2.7	696,657	△7.3
合計	8,609,422	2.6	8,692,739	1.0	8,806,307	1.3	9,119,474	3.6	9,131,631	0.1

(注) 端数処理の関係上、内訳項目の合計値とその総括項目の値とは差異が生じることがある。

損保協会会員会社ベース

正味収入保険料の保険種目別構成比 (2023年度)



(注) 端数処理の関係上、内訳項目金額の合計値と合計金額には差異が生じることがある。

損保協会会員会社ベース

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

元受正味保険金

2023年度

5兆3,664億円



(注)元受正味保険金とは、お客さまとの直接の保険契約に係る保険金支払いを示すもの。

なお、積立保険に係る満期返戻金は含まれない。「元受正味保険金」=「元受保険金」-「保険金戻入」

損保協会会員会社ベース

正味支払保険金

2023年度

5兆3,300億円



(注)正味支払保険金とは、支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。

「正味支払保険金」=「元受正味保険金」+「受再正味保険金」-「回収再保険金」

(金額：百万円、増減率：%)

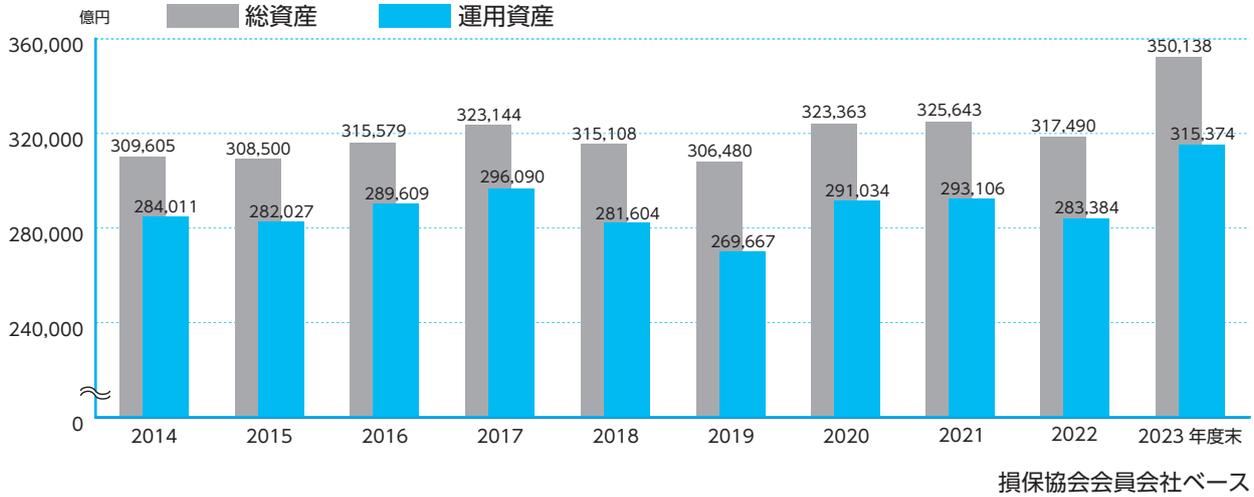
項目	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火災	936,024	△24.6	807,525	△13.7	949,139	17.5	1,245,448	31.2	972,784	△21.9
自動車	2,241,147	0.0	2,024,342	△9.7	2,061,877	1.9	2,293,628	11.2	2,498,378	8.9
傷害	319,180	△0.4	285,934	△10.4	283,857	△0.7	353,732	24.6	327,419	△7.4
新種	695,303	8.5	689,565	△0.8	711,970	3.2	823,345	15.6	833,242	1.2
海上・運送	160,753	0.5	138,513	△13.8	141,542	2.2	149,068	5.3	163,178	9.5
(船舶)	(55,710)	(13.8)	(50,193)	(△9.9)	(49,302)	(△1.8)	(46,437)	(△5.8)	(51,589)	(11.1)
(貨物)	(68,405)	(△2.8)	(60,155)	(△12.1)	(58,633)	(△2.5)	(68,501)	(16.8)	(82,242)	(20.1)
(運送)	(36,636)	(△9.7)	(28,162)	(△23.1)	(33,601)	(19.3)	(34,122)	(1.6)	(29,345)	(△14.0)
小計	4,352,446	△5.5	3,945,931	△9.3	4,148,432	5.1	4,865,267	17.3	4,795,050	△1.4
自賠責	674,375	△6.4	617,746	△8.4	562,726	△8.9	517,727	△8.0	534,977	3.3
合計	5,026,821	△5.6	4,563,677	△9.2	4,711,158	3.2	5,382,994	14.3	5,330,027	△1.0

(注)端数処理の関係上、内訳項目の合計値とその総括項目の値とは差異が生じることがある。

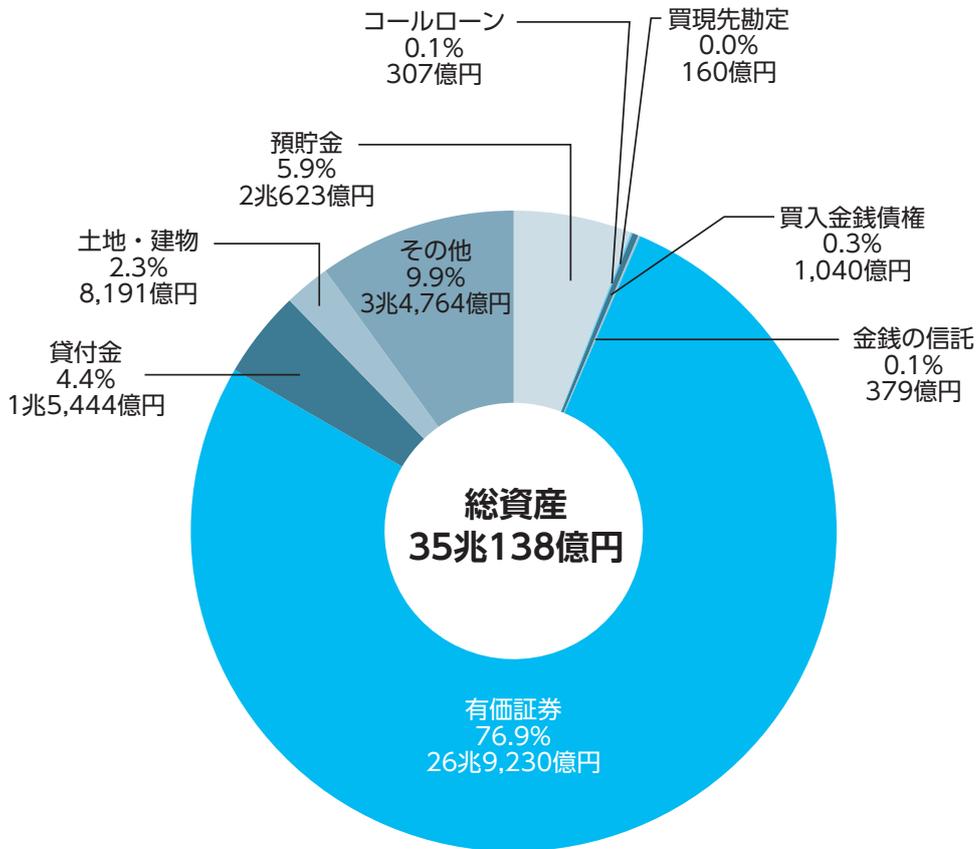
損保協会会員会社ベース

総資産・運用資産

2023 年度末 総資産 **35兆138億円** 運用資産 **31兆5,374億円**



総資産の内訳 (2023 年度末)



(注)端数処理の関係上、内訳項目金額の合計値と合計金額には差異が生じることがある。

損保協会会員会社ベース

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

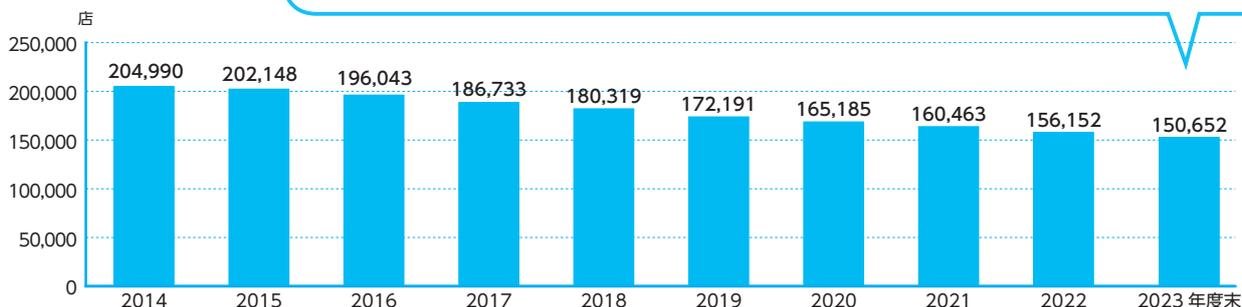
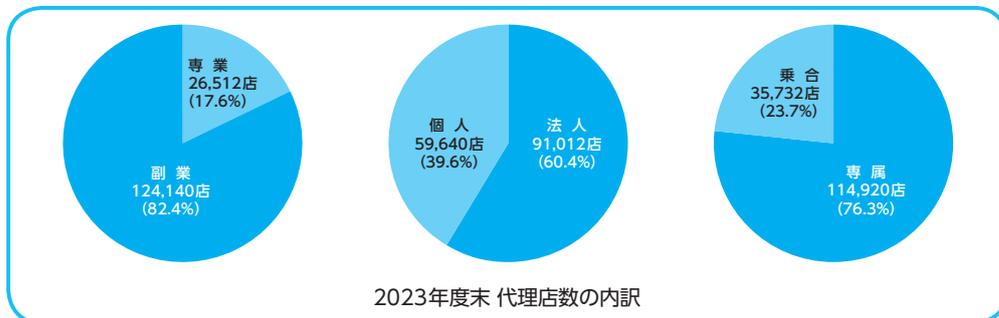
資料・データ

(注) 代理店実在数および募集従事者数は、国内会社および外国会社の合計。

代理店実在数の推移

2023年度末

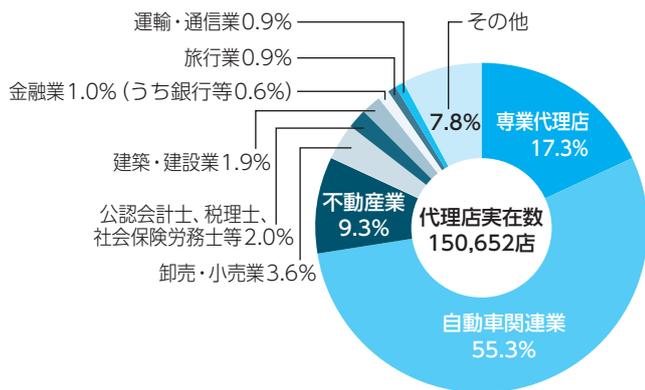
15万652店



(注1) 都道府県別データについては、損保協会ホームページを参照。

(注2) 代理店実在数は1996年度末の62万3,741店が最多。

チャネル別の構成比



参考 損害保険が契約できるお店・場所について (2024年3月末現在)

損害保険契約ができるお店・場所の種類	店数	構成比
保険商品の販売を専門に行う代理店(専業代理店)	25,987	17.3%
自動車関連業(自動車販売店、自動車整備工場)	83,349	55.3%
不動産業(賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社)	13,956	9.3%
卸売・小売業(自動車関連業を除く)	5,414	3.6%
公認会計士、税理士、社会保険労務士等	3,009	2.0%
建築・建設業	2,800	1.9%
金融業(銀行等、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社)	1,548	1.0%
うち銀行等(銀行、信用金庫、信用組合、農協)	(978)	(0.6%)
旅行業(旅行会社、旅行代理店)	1,415	0.9%
運輸・通信業	1,315	0.9%
その他(製造業、サービス業等)	11,859	7.8%
合計	150,652	100.0%

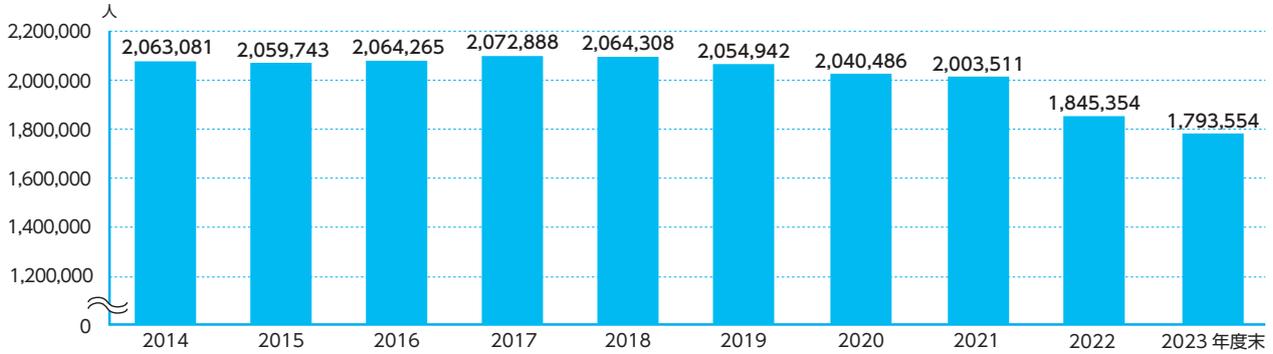
(注1) 「2023年度末 代理店数の内訳」図中の専業代理店数(26,512店)と、上記表中の専業代理店数(25,987店)が異なっている。これは、「代理店数の内訳」と「チャネル別の構成比」の統計において、損害保険と生命保険の両方を販売している代理店の計上方法(専業または副業の区分)が異なっていることが理由。

(注2) 専業代理店以外の代理店の場合は、その代理店の業務に関連する保険商品のみを取り扱っている場合がある。

損害保険の募集従事者数の推移

2023 年度末

179万3,554人



(注) 募集従事者数は2010年度末の217万3,600人が最多。

代理店扱

代理店扱は損害保険代理店を通じて行われる募集形態です。損害保険代理店は、損害保険会社との損害保険代理店委託契約に基づいて、損害保険会社に代わって、保険を募集します。

● 損害保険代理店の主な業務

- ・損害保険会社に代わり、保険契約者と保険契約を締結
- ・保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- ・保険契約者等からの事故通知の受付、損害保険会社への報告 など

直扱

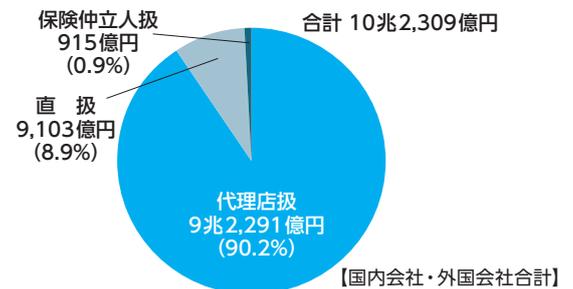
直扱は損害保険会社の役職員が直接保険を募集する形態です。新聞、テレビ等の広告やインターネットを活用して損害保険会社が直接保険募集を行う通信販売なども直扱に含まれます。

保険仲立人扱

保険仲立人扱は保険仲立人（保険ブローカー）を通じて行われる募集形態です。

保険仲立人は、損害保険会社からの委託を受けることなく、保険契約者と損害保険会社の間に立って、保険契約の締結の媒介を行います。

募集形態別元受正味保険料割合 (2023年度)



(注) 億円単位で四捨五入を行い、算出しているため、各項目を合算した値と合計は一致しない場合がある。

はじめに、損害保険の概況

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及啓発理解促進

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情紛争の解決

III 損害保険業の業務品質の向上

IV 損害保険業の基盤整備

V 事故、災害および犯罪の防止軽減

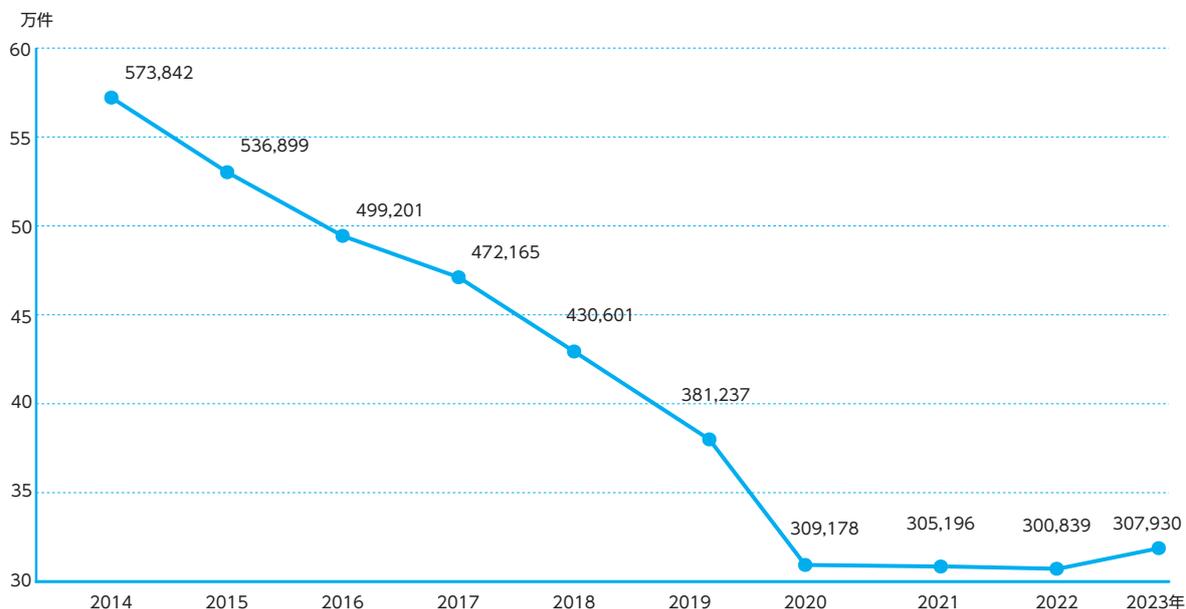
VI 損害保険業に関する試験・認定・研修等

資料・データ

交通事故の発生件数

2023年

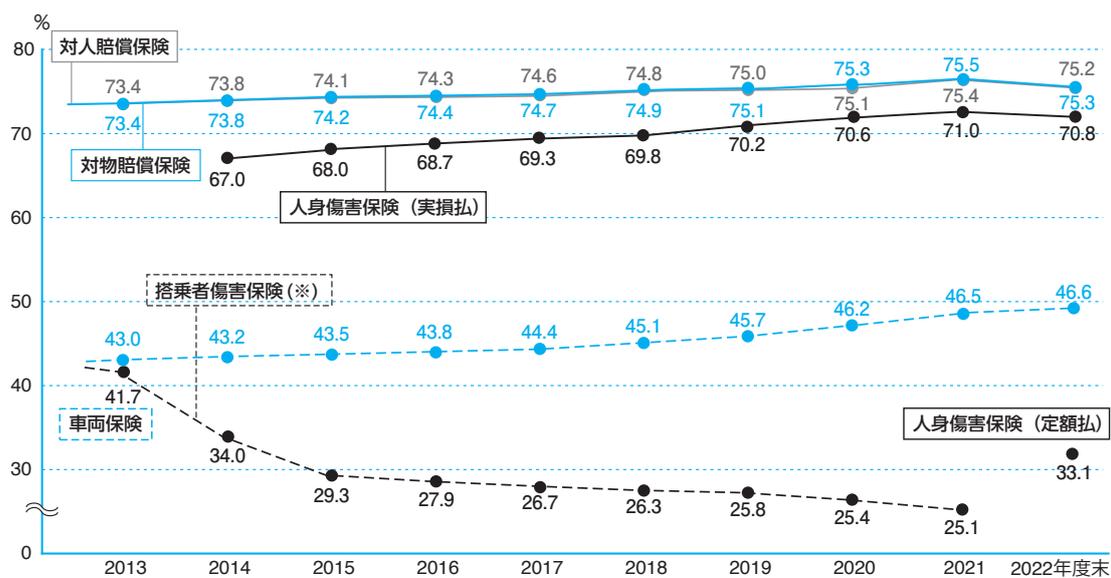
30万7,930件



(注)交通事故の発生件数は2004年の95万2,720件が最大。

警察庁統計より

自動車保険加入率



(注)2013年度以前の人身傷害保険の加入率データはない。

(※)2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険が参考純率化された。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人身傷害保険(定額払)」として掲載している。

損害保険料率算出機構資料より

自動車保険 都道府県別加入率 (2023年3月末)

(単位: %)

都道府県	対人賠償	対物賠償	人身傷害 (実損払)	人身傷害 (定額払)	車両
北海道	71.6	72.2	68.3	32.2	49.1
青森	72.0	72.4	68.6	31.6	44.8
岩手	66.5	66.8	63.1	25.8	40.6
宮城	75.3	75.4	71.0	37.1	45.7
秋田	62.7	63.0	59.9	22.8	40.8
山形	67.1	67.3	64.1	27.6	44.9
福島	68.5	68.6	65.4	32.3	42.9
茨城	74.5	74.6	71.2	32.6	43.2
栃木	73.2	73.3	69.7	33.1	42.1
群馬	73.0	73.0	69.3	36.9	44.3
埼玉	79.0	79.1	74.1	33.8	45.7
千葉	79.4	79.5	75.0	36.6	49.7
東京都	78.5	78.9	71.3	34.0	46.0
神奈川県	80.3	80.5	74.3	35.4	47.3
新潟	71.3	71.6	67.2	26.2	40.9
富山	73.8	74.0	69.9	29.5	47.7
石川	74.2	74.3	70.3	30.7	43.6
福井	74.5	74.5	71.1	27.8	47.4
山梨	65.6	65.6	62.0	29.0	33.8
長野	68.2	68.4	64.9	25.7	40.4
岐阜	78.7	78.7	75.4	33.4	58.6
静岡県	76.4	76.5	72.0	35.2	47.6
愛知県	82.1	82.3	78.0	36.9	58.8
三重	77.8	77.8	74.1	33.2	51.4
滋賀	75.6	75.7	71.9	31.0	47.1
京都	80.3	80.4	74.7	34.9	48.3
大阪府	82.6	82.8	76.6	36.1	51.1
兵庫県	79.0	79.1	74.1	38.1	47.2
奈良	79.2	79.1	75.3	33.1	46.8
和歌山	74.8	74.8	70.5	34.6	39.2
鳥取	68.2	68.3	65.3	25.1	48.1
島根	59.5	59.6	56.1	21.2	38.6
岡山	75.8	75.9	71.4	32.0	46.5
広島	77.4	77.5	72.1	31.1	46.0
山口	73.2	73.2	68.9	31.4	48.5
徳島	74.3	74.2	70.5	33.7	43.4
香川	76.8	76.9	72.4	32.9	44.9
愛媛	72.7	72.7	68.3	27.9	41.4
高知	61.9	61.8	58.0	22.9	33.7
福岡	77.9	78.0	73.1	36.2	50.5
佐賀	68.7	68.7	64.8	35.7	42.8
長崎	68.4	68.5	64.2	32.4	40.2
熊本	69.4	69.4	65.9	34.6	46.8
大分	68.7	68.7	64.8	29.5	42.1
宮崎	62.0	62.0	58.4	29.7	38.3
鹿児島	63.0	62.9	59.3	26.4	36.7
沖縄	54.8	54.9	52.4	30.7	29.8
全国	75.2	75.3	70.8	33.1	46.6

(注)自動車共済は含まれていない。

[2023年度 自動車保険の概況] (損害保険料率算出機構)より

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決III 損害保険業の
業務品質の向上IV 損害保険業の
基盤整備V 事故、災害および
犯罪の防止軽減VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

高額判決例

人身事故

認定総損害額 (万円)※	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
52,853	横浜地裁	2011年11月1日	2009年12月27日	男41歳	眼科開業医	死亡
45,381	札幌地裁	2016年3月30日	2009年1月7日	男30歳	公務員	後遺障害
45,375	横浜地裁	2017年7月18日	2012年11月1日	男50歳	コンサルタント	//
45,063	札幌地裁	2021年8月26日	2012年8月17日	男19歳	大学生	//
43,961	鹿児島地裁	2016年12月6日	2010年11月9日	女58歳	専門学校教諭	//

※認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用などを含む)をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠償保険などのてん補額を控除する前の金額をいう。

物件事故

認定総損害額 (万円)※	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件
26,135	神戸地裁	1994年7月19日	1985年5月29日	積荷(呉服・洋服・毛皮)
13,450	東京地裁	1996年7月17日	1991年2月23日	店舗(パチンコ店)
12,036	福岡地裁	1980年7月18日	1975年3月1日	電車・線路・家屋
11,798	大阪地裁	2011年12月7日	2007年4月19日	トレーラー
11,347	千葉地裁	1998年10月26日	1992年9月14日	電車

※認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用などを含む)をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいう。

[2023年度 自動車保険の概況](損害保険料率算出機構)より

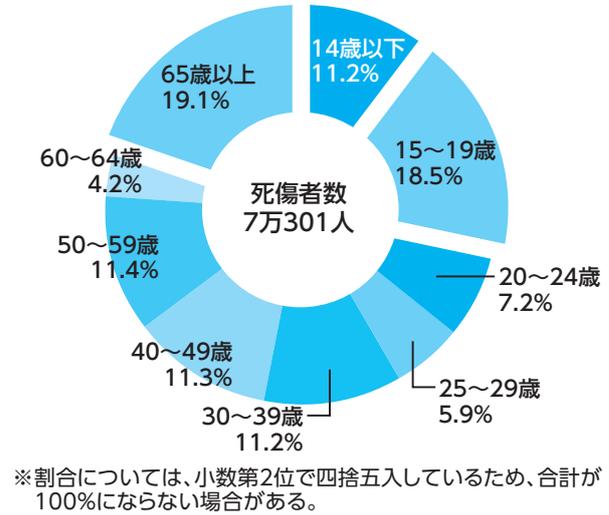
自転車の事故件数

2023年の自転車乗用中の交通事故件数は7万2,339件で交通事故件数に占める割合は23.5%と、2017年から上昇傾向にあります(図1)。また、自転車乗用中の死傷者数のうち、20歳未満の若年層が29.7%、65歳以上の高齢者が19.1%と、この2つの年齢層で約半数を占めています(図2)。

図1 自転車乗用中の交通事故件数およびその構成率の推移



図2 自転車乗用中の年齢層別交通事故死傷者数の割合(2023年)



自転車事故を起こす主な要因は、安全不確認・交差点安全進行義務違反・動静不注視・一時不停止・ハンドル操作不適などです。

図1・2とも警察庁統計より

自転車での加害事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

判決認容額※	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
9,330万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2ヶ月後に死亡した。 (高松高等裁判所 2020年7月22日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、2008年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2003年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2007年4月11日判決)

※判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額(金額は概算額)。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性がある。

損保協会調べ

主な風水災等 (1959年以降)

発生年月日	災害名	被害地域	被害				
			死者・行方不明(人)	全壊(棟)	半壊(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)
1959/08/12～08/14	台風第7号	近畿・中部・関東・特に山梨・長野	235	4,089	10,139	32,298	116,309
1959/09/26～09/27	台風第15号(伊勢湾台風)	全国(九州を除く) 特に愛知	5,098	40,838	113,052	157,858	205,753
1960/05/24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸・三陸沿岸・志摩半島	139	6,943	2,136	23,322	18,494
1961/06/24～07/05	水害	山陰・四国・近畿・中部・関東	357	1,758	1,908	73,126	341,236
1961/09/15～09/16	台風第18号(第二室戸台風)	全国 特に近畿	202	15,238	46,663	123,103	261,017
1961/10/25～10/28	水害・台風第26号	関東以西 特に大分	109	234	444	10,435	50,313
1962/07/01～07/08	水害	関東以西 特に九州	127	263	285	16,108	92,448
1963/01月	雪害	北陸・山陰・山形・滋賀・岐阜	231	753	982	640	6,338
1964/07/17～07/20	水害	山陰・北陸	132	669	-	9,360	48,616
1965/09/10～09/18	台風第23・24・25号	全国 特に徳島・兵庫・福井	181	1,879	3,529	46,183	258,239
1966/09/23～09/25	台風第24・26号	中部・関東・東北 特に静岡・山梨	317	2,422	8,431	8,834	42,792
1967/07/08～07/09	水害	中部以西 特に長崎・広島・兵庫	118	163	169	17,213	103,731
1967/08/26～08/29	水害	新潟・東北南部	138	449	408	26,641	39,542
1968/08/17	水害(飛騨川バス転落)	岐阜・京都	119	64	79	2,061	13,460
1972/07/03～07/15	台風第6・7・9号	全国 特に北九州・島根・広島	447	2,977	10,204	55,537	276,291
1974/05/29～08/01	水害・台風第8号	静岡・神奈川・三重・兵庫・香川	146	657	1,131	77,933	317,623
1976/09/08～09/14	台風第17号	全国 特に香川・岡山	171	1,669	3,674	101,103	433,392
1977/01月	雪害	東北・近畿北部・北陸	101	56	83	177	1,367
1979/10/17～10/20	台風第20号	全国 特に東海・関東・東北	115	139	1,287	8,156	47,943
1980/12月～1981/03月	雪害	東北・北陸	152	165	301	732	7,365
1982/07月～08月	集中豪雨・台風第10号	全国 特に長崎・熊本・三重	439	1,120	1,919	45,367	166,473
1983/07/20～07/29	集中豪雨	山陰以東 特に島根	117	1,098	2,040	7,484	11,264
1983/12月～1984/03月	雪害	東北・北陸 特に新潟・富山	131	61	128	70	852
2004/06月～10月	集中豪雨・台風等	全国	236	1,471	16,669	42,537	135,130
2005/12月～2006/03月	雪害	北海道・東北・北陸	152	18	28	12	101
2010/11月～2011/03月	雪害	北海道・秋田・新潟・山形	131	9	14	6	62
2011/07月～10月	集中豪雨・台風第6・9・12・15号	全国	126	485	5,735	8,894	30,215
2011/11月～2012/03月	雪害	北海道・東北・北陸	133	13	12	3	55
2012/11月～2013/03月	雪害	北海道・東北・北陸	104	5	7	2	23
2017/11月～2018/03月	雪害	北海道・東北・北陸	116	9	18	13	40
2018/06/28～07/29	水害(7月豪雨)・台風第12号	全国	271	6,783	11,346	6,982	21,637
2019/10/12～10/26	令和元年東日本台風・水害	全国	110	3,144	28,836	7,076	22,796
2020/11月～2021/04月	雪害	北海道・東北・北陸	110	17	21	5	34

〔令和5年版 消防白書〕(総務省消防庁より)

はじめに・損害保険の概況

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及啓発理解促進

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情紛争の解決

III 損害保険業の業務品質の向上

IV 損害保険業の基盤整備

V 事故、災害および犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する試験・認定・研修等

資料・データ

主な風水災等による保険金の支払い

過去の主な風水災等による保険金の支払い

順位	発生日	災害名	地域	支払保険金（見込みを含む）（単位：億円）			
				火災・新種	自動車	海上	合計
1	2018/09/03～09/05	平成30年台風21号	大阪・京都・兵庫等	9,363	780	535	10,678
2	2019/10/06～10/13	令和元年台風19号 (令和元年東日本台風)	東日本中心	5,181	645	-	5,826
3	1991/09/26～09/28	平成3年台風19号	全国	5,225	269	185	5,680
4	2019/09/05～09/10	令和元年台風15号 (令和元年房総半島台風)	関東中心	4,398	258	-	4,656
5	2004/09/04～09/08	平成16年台風18号	全国	3,564	259	51	3,874
6	2014/02月	平成26年2月雪害	関東中心	2,984	241	-	3,224
7	1999/09/21～09/25	平成11年台風18号	熊本・山口・福岡等	2,847	212	88	3,147
8	2018/09/28～10/01	平成30年台風24号	東京・神奈川・静岡等	2,946	115	-	3,061
9	2018/06/28～07/08	平成30年7月豪雨	岡山・広島・愛媛等	1,673	283	-	1,956
10	2015/08/24～08/26	平成27年台風15号	全国	1,561	81	-	1,642

(注) 損保協会調べ(2024年3月末現在)。

千万円単位で四捨五入を行い、算出しているため、各項目を合算した値と合計欄の値が一致しないことがある。



火災保険 都道府県別水災補償付帯率の推移

(単位: %)

都道府県	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
北海道	74.2	72.9	71.9	70.7	69.3
青森県	72.9	71.2	69.6	68.1	66.4
岩手県	69.2	67.7	66.2	64.6	63.0
宮城県	69.1	68.0	67.0	65.8	64.4
秋田県	65.8	64.4	63.0	61.9	60.6
山形県	64.5	63.0	61.9	60.7	59.3
福島県	70.7	69.8	69.1	67.8	66.3
茨城県	64.2	62.6	61.3	59.7	58.2
栃木県	70.0	68.6	67.6	66.4	65.1
群馬県	70.3	69.2	68.3	67.2	65.8
埼玉県	70.1	68.7	67.5	66.1	64.8
千葉県	65.9	64.4	63.1	61.8	60.5
東京都	65.8	64.2	62.7	61.0	59.5
神奈川県	66.9	65.5	64.0	62.6	61.2
新潟県	75.5	74.4	73.6	72.6	71.6
富山県	66.8	66.0	65.3	64.3	63.3
石川県	66.1	64.8	63.8	62.6	61.4
福井県	69.9	69.2	68.7	67.9	67.2
山梨県	72.5	71.9	71.3	70.4	69.5
長野県	75.0	73.6	72.5	71.2	69.8
岐阜県	76.9	75.9	75.2	74.4	73.6
静岡県	71.1	69.9	68.8	67.5	66.6
愛知県	72.0	70.7	69.5	68.3	67.0
三重県	72.4	71.2	70.2	69.1	67.7
滋賀県	62.8	61.2	60.0	58.8	57.6
京都府	65.3	64.2	63.2	62.2	61.1
大阪府	64.2	63.0	62.1	61.0	59.9
兵庫県	66.5	65.3	64.2	62.9	61.5
奈良県	62.3	60.8	59.6	58.2	56.8
和歌山県	73.5	73.1	72.9	72.5	71.9
鳥取県	74.9	74.2	73.7	73.1	72.2
島根県	76.6	76.0	75.5	74.6	73.7
岡山県	74.9	75.2	75.3	75.2	74.8
広島県	72.3	71.7	70.9	70.1	69.3
山口県	81.1	80.4	79.7	79.0	78.2
徳島県	80.7	80.2	79.8	79.2	78.6
香川県	73.3	72.4	71.4	70.4	69.2
愛媛県	72.8	72.3	71.7	71.0	70.0
高知県	79.4	78.5	77.7	76.6	75.8
福岡県	72.0	70.5	68.9	67.6	66.2
佐賀県	75.9	75.7	75.5	75.3	74.8
長崎県	76.7	75.7	74.5	73.6	72.6
熊本県	74.4	73.0	72.2	71.4	70.1
大分県	73.1	71.7	70.3	69.3	68.1
宮崎県	79.5	78.2	77.1	76.2	75.0
鹿児島県	71.9	70.0	68.5	67.2	65.8
沖縄県	70.8	69.3	67.7	66.0	64.5
全国計	69.1	67.8	66.6	65.4	64.1

(注1)本表は、損害保険料率算出機構の会員保険会社が同機構に報告した住宅物件(専用住宅およびその収容家財等)を対象とする「火災保険」の数値であり、各種共済、少額短期保険は含まない。

(注2)水災補償付帯率とは、当該年度末時点で有効な火災保険契約件数のうち、水災を補償している契約件数の割合。

損害保険料率算出機構資料より

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

主な地震災害（1964年以降）

発生日月	地震名等	規模 (マグニチュード)	被害			
			死者行方不明者(人)	全壊(棟)	全焼(棟)	住宅被害計(棟)
1964/06/16	新潟地震	7.5	26	1,960	290	2,250
1968/02/21	えびの地震	6.1	3	368	—	368
1968/05/16	1968年十勝沖地震	7.9	52	673	18	691
1974/05/09	1974年伊豆半島沖地震	6.9	30	134	5	139
1978/01/14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	25	94	—	94
1978/06/12	1978年宮城県沖地震	7.4	28	1,383	—	1,383
1982/03/21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	—	13	—	13
1983/05/26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	104	1,584	—	1,584
1984/09/14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	29	14	—	14
1987/03/18	日向灘を震源とする地震	6.6	1	—	—	—
1987/12/17	千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	2	16	—	16
1993/01/15	平成5年(1993年)釧路沖地震	7.5	2	53	—	53
1993/07/12	平成5年(1993年)北海道南西沖地震	7.8	230	601	—	601
1993/10/12	東海道はるか沖を震源とする地震	6.9	1	—	—	—
1994/10/04	平成6年(1994年)北海道東方沖地震	8.2	—	61	—	61
1994/12/28	平成6年(1994年)三陸はるか沖地震	7.6	3	72	—	72
1995/01/17	平成7年(1995年)兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	6,437	104,906	7,036	111,942
2000/07/01	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	1	15	—	15
2000/10/06	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	7.3	—	435	—	435
2001/03/24	平成13年(2001年)芸予地震	6.7	2	70	—	70
2003/07/26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	—	1,276	—	1,276
2003/09/26	平成15年(2003年)十勝沖地震	8.0	2	116	—	116
2004/10/23	平成16年(2004年)新潟県中越地震	6.8	68	3,175	—	3,175
2005/03/20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	1	144	—	144
2007/03/25	平成19年(2007年)能登半島地震	6.9	1	686	—	686
2007/07/16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	6.8	15	1,331	—	1,331
2008/06/14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	23	30	—	30
2008/07/24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	1	1	—	1
2009/08/11	駿河湾を震源とする地震	6.5	1	—	—	—
2011/03/11	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0(Mw)	22,318	122,039	—	122,039
2011/03/12	長野県・新潟県県境付近を震源とする地震	6.7	3	73	—	73
2011/06/30	長野県中部を震源とする地震	5.4	1	—	—	—
2014/11/22	長野県北部を震源とする地震	6.7	—	81	—	81
2016/04/14～	平成28年(2016年)熊本地震	7.3	273	8,667	—	8,667
2016/10/21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	—	18	—	18
2018/04/09	島根県西部を震源とする地震	6.1	—	16	—	16
2018/06/18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	6	21	—	21
2018/09/06	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	43	469	—	469
2021/02/13	福島県沖を震源とする地震	7.3	3	144	—	144
2022/03/16	福島県沖を震源とする地震	7.3	4	228	—	228
2023/05/05	能登半島沖を震源とする地震	6.5	1	40	—	40

※Mw：モーメントマグニチュード

〔令和5年版 消防白書〕(総務省消防庁)より

地震保険による保険金支払例

発生年月日	地震名	マグニチュード (M)	支払保険金 (百万円) ※1	【参考】主な被害があった県の発生当時の地震保険世帯加入率※2
2011/03/11	平成23年東北地方太平洋沖地震	9.0	1,289,611	岩手県:12.3%(2010/03月末) 宮城県:32.5%(2010/03月末) 福島県:14.1%(2010/03月末)
2016/04/14	平成28年熊本地震	7.3	391,295	熊本県:29.8%(2015/12月末) 大分県:23.1%(2015/12月末)
2022/03/16	福島県沖を震源とする地震	7.4	274,183	宮城県:52.7%(2021/12月末) 福島県:34.4%(2021/12月末)
2021/02/13	福島県沖を震源とする地震	7.3	251,303	宮城県:51.9%(2020/12月末) 福島県:32.7%(2020/12月末)
2018/06/18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	125,084	大阪府:32.2%(2017/12月末) 京都府:30.4%(2017/12月末)
1995/01/17	平成7年兵庫県南部地震	7.3	78,346	兵庫県:2.9%(1994/03月末)
2018/09/06	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	53,811	北海道:24.0%(2017/12月末)
2011/04/07	宮城県沖を震源とする地震	7.2	32,415	宮城県:33.6%(2011/03月末)
2024/01/01	令和6年能登半島地震	7.6	19,592	石川県:30.7%(2023/12月末)
2021/03/20	宮城県沖を震源とする地震	6.9	18,966	宮城県:51.9%(2020/12月末)
2005/03/20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	16,973	福岡県:15.5%(2004/03月末)
2001/03/24	平成13年芸予地震	6.7	16,942	広島県:14.2%(2000/03月末)
2004/10/23	平成16年新潟県中越地震	6.8	14,898	新潟県:11.2%(2004/03月末)
2022/01/22	日向灘を震源とする地震	6.6	12,986	大分県:29.1%(2021/12月末) 宮崎県:29.2%(2021/12月末)
2021/10/07	千葉県北西部を震源とする地震	5.9	12,100	千葉県:35.3%(2020/12月末)
2021/05/01	宮城県沖を震源とする地震	6.8	8,311	宮城県:51.9%(2020/12月末)
2007/07/16	平成19年新潟県中越沖地震	6.8	8,251	新潟県:13.7%(2007/03月末)
2005/04/20	福岡県西方沖を震源とする地震	5.8	6,430	福岡県:16.6%(2005/03月末)
2003/09/26	平成15年十勝沖地震	8.0	5,990	北海道:15.5%(2003/03月末)
2016/10/21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	5,625	鳥取県:23.0%(2015/12月末)

※1 日本地震再保険株式会社資料(2024年3月31日現在)より

(注) 支払保険金は、十万円単位で四捨五入を行い算出。

※2 損害保険料率算出機構資料より

WEB

各地震に対する損害保険業界の対応は損保協会ホームページに掲載されています。

*東日本大震災

<https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2011quake/>

*平成28年熊本地震

<https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2016quake/>

*大阪府北部を震源とする地震

<https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2018quake/>

*平成30年北海道胆振東部地震

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2018/1809_03.html

*令和3年福島県沖を震源とする地震

https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2021quake/2102_001.html

*令和4年福島県沖を震源とする地震

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2021/2203_001.html

*令和6年能登半島地震

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/2401_001.htmlはじめに、
損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決III 損害保険業の
業務品質の向上IV 損害保険業の
基盤整備V 事故、災害および
犯罪の防止軽減VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

地震保険制度の変遷

年月日		①				②					
年月日		1966年 6月1日(創設)	1972年 5月1日	1975年 4月1日	1978年 4月1日	1980年 7月1日	1982年 4月1日	1991年 4月1日	1994年 6月24日	1995年 10月19日	
火災保険の保険金額 に対する割合		30%				30%~ 50%					
限度額	建物	90万円	150万円	240万円	→ 1,000万円						
	家財	60万円	120万円	150万円	→ 500万円						
補償内容		全損のみ				全損 半損		全損 半損 一部損			
総支払 限度額	政府負担 限度額	3,000 億円	2,700 億円	4,000 億円	8,000 億円	1兆 2,000 億円	1兆 162.5 億円	1兆 2,715 億円	1兆 8,000 億円	2兆 6,884 億円	
	損害保険会社 負担限度額	300 億円	600 億円	1,255 億円	1,837.5 億円	5,000 億円	2,285 億円	2,742 億円	3兆 1,000 億円	4,116 億円	

年月日		③												
年月日		1966年 1月1日	1997年 4月1日	1999年 4月1日	2002年 4月1日	2005年 4月1日	2008年 4月1日	2009年 4月1日	2011年 5月2日	2012年 4月6日				
火災保険の保険金額 に対する割合														
限度額	建物	5,000万円												
	家財	1,000万円												
補償内容														
総支払 限度額	政府負担 限度額		3兆 7,000 億円	3兆 1,974.5 億円	4兆 1,000 億円	3兆 4,891.3 億円	4兆 5,000 億円	3兆 7,526.7 億円	4兆 1,221.9 億円	5兆 5,000 億円	4兆 3,915 億円	5兆 3,012.5 億円	4兆 7,755.5 億円	5兆 7,120 億円
	損害保険会社 負担限度額		7,000 億円	5,025.5 億円	6,108.7 億円	6,108.7 億円	7,473.3 億円	8,778.1 億円	5,000 億円	1兆 1,085 億円	5,000 億円	1兆 1,987.5 億円	7,244.5 億円	6兆 2,000 億円

年月日		④										
年月日		2013年 5月16日	2014年 4月1日	2016年 4月1日	2017年 1月1日	2019年 4月1日	2021年 4月1日	2023年 4月1日	2024年 4月1日			
火災保険の保険金額 に対する割合												
限度額	建物											
	家財											
補償内容					全損 大半損 小半損 一部損							
総支払 限度額	政府負担 限度額	6兆 2,000 億円	5兆 9,595 億円	7兆 7,386 億円	10兆 9,902 億円	11兆 3,000 億円	11兆 1,178 億円	11兆 5,662 億円	12兆 7,751 億円	11兆 7,713 億円	12兆 7,713 億円	11兆 6,586 億円
	損害保険会社 負担限度額	2,405 億円	2,614 億円	3,098 億円	3,098 億円	1,822 億円	1,338 億円	2,249 億円	2,287 億円	3,414 億円		

(注)創設時の契約方法は自動付帯であったが、1980年7月1日より原則自動付帯(希望により付帯しない選択も可能)となった。

地震災害の経験を踏まえた主な制度改定

①1980年7月改定(1978年宮城県沖地震)

1978年6月12日に発生した**宮城県沖地震**(M7.4)で多数発生した半壊および一部破損の被害が地震保険の補償の対象とならなかったため、保険契約者から補償内容について改善の要望が寄せられました。

これを受けて、補償内容(損害区分)について、従来の全損に加え、新たに半損が導入されました。また、付帯割合は火災保険金額に対し一律30%であったものを30%~50%の範囲に拡大し、加入限度額についても、建物は240万円から1,000万円に、家財は150万円から500万円に引き上げられました。

②1991年4月改定(1987年千葉県東方沖地震・1989年伊豆半島沖群発地震)

1987年12月17日に発生した**千葉県東方沖地震**(M6.7)や1989年7月から8月にかけて発生した**伊豆半島沖群発地震**では、一部破損が多数発生しました。しかし、当時の地震保険では一部損が補償されなかったため、契約者から一部損も補償の対象にしてほしいという声があがりました。

このような背景から、従来の全損および半損に加え、新たに一部損が導入されました。

③1996年1月改定(1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災))

1995年1月17日に発生した**1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)**(M7.3)では神戸市・淡路島を中心に非常に大きな被害が発生しました。

震災当時の地震保険制度には、家財の損害認定結果(半損・一部損)は建物の損害認定結果に準拠するという規定がありました。そのため、この地震によって家財に深刻な被害を受けたにもかかわらず、建物の損傷がない、あるいは軽微であるために、十分な地震保険金が支払われないという事例が生じました。

また、建物や家財の当時の加入限度額や、家財の半損に対する支払いが保険金額の10%という設定に対し、被災者の生活再建支援としては十分ではないとの声があがりました。

このような背景から、加入限度額は、建物は1,000万円から5,000万円に、家財は500万円から1,000万円に引き上げられました。また、家財について、単独の損害認定基準が導入されるとともに、半損の支払割合が10%から50%に引き上げられました。

④2017年1月改定(2011年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災))

2011年3月11日に発生した**東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)**(M9.0)では、津波による壊滅的な被害や大規模な液状化現象など、東日本の広い地域に被害が発生しました。

この地震への対応を踏まえ、有識者による「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」が財務省に設置されました。

東日本大震災発生当時の損害区分は、全損(支払割合100%)、半損(同50%)、一部損(同5%)の3区分でした。この点について、有識者から「一部損と半損の支払金額に10倍の格差があり、被災者から僅かな損害の差で支払保険金に大きな格差が生じることに對し、不満の声が寄せられている」との指摘があり、報告書において、「損害査定迅速性を確保しつつ、より損害の実態に照らした損害区分とすることが望ましい」と整理されました。

その後、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合で検討が進められ、従来の半損を大半損(支払割合60%)と小半損(支払割合30%)に分割し、損害区分を3区分から4区分に細分化する方向性が示されました。

このような背景から、損害区分は全損・大半損・小半損・一部損の4区分となりました。

【参考資料】「日本の地震保険2022年10月版」(損害保険料率算出機構)

損保協会における地震災害時の対応

損保協会では、被災された方々に一刻も早く保険金をお届けし、安心していただけるよう、必要に応じて次の取組みを実施しています。

- 相談対応
(被災されたお客様からの相談対応、被災地の出張相談等)
- 情報提供
(相談窓口の避難所等への掲示、地震保険リーフレットの提供等)
- 損害調査
(航空、衛星写真による全損地域の一括認定等)
- 特別措置等
(継続契約の締結手続き猶予、保険料の払込猶予等)

地震保険世帯加入率

2023 年末

35.1%



地震保険 都道府県別世帯加入率の推移

(単位: %)

都道府県名	2019 年末	2020 年末	2021 年末	2022 年末	2023 年末
北海道	26.7	27.7	28.6	29.4	29.8
青森	22.5	23.1	23.9	24.6	25.1
岩手	25.3	25.9	26.6	27.4	28.0
宮城	52.0	51.9	52.7	53.6	53.6
秋田	23.5	24.2	24.9	25.6	26.1
山形	23.7	24.4	25.4	26.3	26.8
福島	31.8	32.7	34.4	35.9	36.6
茨城	30.4	31.2	31.8	32.1	32.1
栃木	30.5	31.7	32.7	33.5	33.9
群馬	24.7	25.8	26.8	27.6	28.1
埼玉	32.7	33.3	33.7	33.9	33.7
千葉	34.4	35.3	35.9	36.0	35.9
東京都	37.3	37.7	37.9	37.5	36.9
神奈川県	36.4	37.0	37.3	37.4	37.3
新潟	24.3	25.1	26.0	26.7	27.3
富山	24.4	25.4	26.3	27.0	27.5
石川	27.4	28.4	29.4	30.2	30.7
福井	31.1	32.6	33.8	35.0	35.5
山梨	34.7	35.5	36.1	36.5	36.8
長野	24.8	26.1	27.1	28.1	28.8
岐阜	38.5	39.1	40.1	41.0	41.1
静岡県	32.3	32.5	32.8	32.9	32.8
愛知県	43.0	43.3	44.2	44.7	44.5
三重	30.5	31.4	32.3	33.0	33.0
滋賀	32.0	33.3	34.5	35.7	36.2
京都	33.8	35.2	36.4	37.2	37.8
大阪	35.6	36.8	37.6	38.4	38.7
兵庫県	31.0	32.3	33.4	34.3	35.0
奈良	32.2	33.4	34.2	35.0	35.5
和歌山	29.4	31.0	32.3	33.3	34.0
鳥取	28.7	29.7	30.7	31.5	32.1
島根	19.2	20.1	21.0	21.8	22.4
岡山	27.0	28.4	29.4	30.3	31.0
広島	32.2	33.1	33.9	34.6	35.0
山口	27.9	28.8	29.5	30.1	30.6
徳島	30.9	31.5	32.0	32.4	32.5
香川	34.5	35.2	35.9	36.4	36.7
愛媛	27.3	28.2	29.1	29.9	30.5
高松	27.5	27.8	28.1	28.5	28.8
福岡	37.6	38.2	38.7	39.1	39.4
佐賀	26.1	27.4	28.6	29.7	30.4
長門	18.8	19.6	20.3	20.9	21.2
熊本	42.8	43.5	43.9	44.2	44.1
大分	27.6	28.3	29.1	29.9	30.6
宮崎	28.3	28.9	29.2	29.4	29.4
鹿児島	29.5	30.0	30.4	30.6	30.7
沖縄	16.6	17.2	17.6	17.9	18.2
全国	33.1	33.9	34.6	35.0	35.1

(注1) 本表は居住用建物および生活用動産を対象として損害保険会社が取扱っている「地震保険」のみの数値であり、各種共済については含まない。
 (注2) 世帯加入率とは、2013年以降は、当該年末の地震保険保有契約件数を翌年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。2012年以前は、当該年度末の地震保険保有契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。なお、世帯数には、2012年7月9日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれている。

損害保険料率算出機構資料より

地震保険付帯率

2023年度

69.7%



地震保険 都道府県別付帯率の推移

(単位: %)

都道府県名	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
北海道	59.1	60.6	61.8	62.7	63.2
青森	67.0	68.6	70.1	71.3	72.3
岩手	72.3	73.7	75.0	75.5	76.5
宮城	87.0	87.5	88.7	89.3	89.4
秋田	73.3	74.4	74.8	75.1	76.0
山形	66.3	67.9	68.7	69.6	70.0
福島	75.2	76.7	79.3	80.7	81.1
茨城	64.6	66.0	66.5	66.3	66.6
栃木	69.7	71.4	72.7	73.3	74.0
群馬	62.2	63.9	65.0	66.3	67.0
埼玉	63.4	64.9	65.5	65.5	65.4
千葉	62.3	63.9	64.7	64.8	65.0
東京都	60.4	61.7	62.1	61.9	61.9
神奈川県	61.9	63.1	63.6	63.5	63.6
新潟	69.6	71.0	72.3	73.0	73.9
富山	60.3	61.8	62.5	63.5	64.8
石川	60.7	62.5	63.4	64.7	66.4
福井	66.3	68.6	69.6	70.8	71.8
山梨	73.5	74.2	74.9	74.2	73.7
長野	64.7	66.4	67.8	68.7	69.8
岐阜	77.7	79.3	79.1	79.3	79.4
静岡県	66.8	68.1	68.0	68.3	68.5
愛知県	74.6	76.6	76.2	76.6	76.5
三重	71.8	72.7	73.8	74.6	75.2
滋賀	65.7	67.6	68.4	69.2	68.7
京都	63.1	64.8	65.8	67.3	67.8
大阪	66.5	68.5	69.6	70.3	70.7
兵庫県	64.6	66.9	68.1	69.4	70.2
奈良	70.2	72.0	73.3	74.1	75.1
和歌山	67.1	68.9	70.9	71.9	72.3
鳥取	74.5	76.7	77.3	77.7	78.3
島根	64.1	66.1	67.6	68.6	68.9
岡山	64.8	66.6	67.6	68.4	68.8
広島	72.6	74.4	75.5	75.8	76.0
山口	66.7	68.1	68.9	69.4	70.0
徳島	75.3	75.8	76.2	76.6	76.7
香川	74.1	75.4	76.0	76.1	76.4
愛媛	72.4	74.2	75.4	76.0	76.4
高知	86.8	87.2	87.8	87.5	87.2
福岡	73.3	75.3	76.3	76.6	77.0
佐賀	58.4	60.9	62.3	63.2	63.7
長崎	52.0	53.6	54.4	54.8	55.2
熊本	82.3	84.5	85.3	85.9	86.2
大宮	71.5	73.1	73.8	75.1	76.3
崎	83.0	83.7	84.2	84.3	84.3
鹿	81.7	83.2	83.6	84.1	84.4
児					
沖	57.6	58.4	58.0	57.6	57.6
全	66.7	68.3	69.0	69.4	69.7
国					

(注1) 本表は居住用建物および生活用動産を対象として損害保険会社が取扱っている「地震保険」のみの数値であり、各種共済については含まない。

(注2) 付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合である。
損害保険料率算出機構資料より

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

地震保険保有契約件数

2023年度末

2,148万5,017件



地震保険 都道府県別保有契約件数の推移

(単位: 件)

都道府県名	2019 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2022 年度末	2023 年度末
北海道	751,714	783,447	806,318	827,660	843,833
青森	134,375	139,010	143,072	147,370	150,292
岩手	134,787	138,759	142,609	147,255	150,662
宮城	527,076	533,068	543,630	558,806	562,503
秋田	100,845	103,941	106,751	109,315	111,541
山形	99,649	103,648	107,599	111,362	113,931
福島	253,015	263,359	276,232	288,818	293,910
茨城	387,236	401,308	410,256	418,474	423,194
栃木	260,366	272,559	281,613	290,281	297,048
群馬	214,516	226,008	234,732	243,649	250,395
埼玉	1,107,098	1,140,818	1,162,083	1,180,778	1,187,861
千葉	1,020,083	1,055,185	1,075,345	1,095,011	1,106,805
東京都	2,748,861	2,785,895	2,795,687	2,804,432	2,803,105
神奈川県	1,610,995	1,651,711	1,675,443	1,697,122	1,704,956
新潟	221,372	229,923	238,019	248,265	254,204
富山	104,854	109,656	113,456	117,141	122,370
石川	135,850	141,687	146,418	151,571	157,149
福井	93,646	98,738	102,737	106,195	108,777
山梨	126,779	130,705	133,573	136,239	137,978
長野	220,378	232,879	242,461	252,594	261,246
岐阜	320,142	331,846	341,972	347,607	352,440
静岡	518,266	528,415	537,097	538,507	541,189
愛知	1,438,985	1,481,320	1,523,475	1,535,927	1,548,302
三重	247,858	256,636	263,765	268,076	271,437
滋賀	190,749	201,042	209,517	218,208	225,175
京都	421,075	438,739	451,455	467,559	478,204
大阪	1,568,903	1,634,571	1,679,955	1,724,083	1,753,623
兵庫	805,560	841,955	870,882	899,791	920,866
奈良	194,601	202,489	208,333	213,855	218,048
和歌山	131,497	138,767	144,153	148,481	151,462
鳥取	69,025	71,694	74,103	76,307	77,763
島根	57,083	59,695	62,163	64,715	66,454
岡山	234,914	247,136	256,055	265,035	271,814
広島	430,524	443,509	454,308	463,984	472,067
山口	186,122	191,657	195,354	199,553	202,354
徳島	107,799	107,959	109,372	110,775	111,465
香川	154,105	158,037	161,035	163,835	166,294
愛媛	180,743	187,321	192,705	197,831	201,755
高知	97,034	98,013	99,042	100,145	100,622
福岡	931,108	953,738	969,759	990,798	1,007,577
佐賀	89,143	94,491	98,449	102,930	106,155
長崎	119,981	125,660	129,243	132,862	135,448
熊本	339,564	347,298	350,801	356,652	357,865
大分	150,265	155,102	159,554	164,767	169,098
宮崎	150,103	153,577	155,135	156,669	157,073
鹿児島	240,056	244,653	247,093	249,198	249,485
沖縄	112,100	117,838	121,259	125,361	129,222
全 国	19,740,800	20,355,462	20,804,068	21,215,849	21,485,017

(注) 当該年度末の地震保険の保有契約件数 (共済は含まれていない) に基づく(証券単位)。

損害保険料率算出機構資料より

はじめに・損害保険の概況

主要国の損害保険料比較 (2022年)

国名 (地域名)	元受収入保険料			対GDP割合		国民1人当たり保険料	
	(百万円)	順位	占有率(%)	(%)	順位	(円)	順位
アメリカ	310,225,816	1	57.6	9.0	2	931,301	2
中国	45,215,549	2	8.4	1.9	37	31,730	50
ドイツ	19,318,796	3	3.6	3.5	9	230,384	12
イギリス	15,562,676	4	2.9	2.4	21	150,652	22
フランス	14,112,570	5	2.6	3.3	11	181,568	17
カナダ	13,496,419	6	2.5	4.6	6	346,051	5
韓国	12,857,592	7	2.4	5.8	5	248,962	9
日本	12,735,552	8	2.4	2.3	22	101,429	29
オランダ	9,793,710	9	1.8	7.3	3	552,434	3
オーストラリア	7,587,091	10	1.4	3.3	12	291,404	7
イタリア	5,997,452	11	1.1	2.2	25	101,700	28
スペイン	5,373,014	12	1.0	2.8	17	112,819	27
ブラジル	4,904,110	13	0.9	1.9	36	22,781	54
スイス	4,342,454	14	0.8	4.0	7	492,770	4
インド	4,276,553	15	0.8	1.0	68	2,983	81
台湾	3,221,992	16	0.6	3.1	13	136,414	24
ベルギー	2,589,418	17	0.5	2.6	19	177,229	18
メキシコ	2,541,551	18	0.5	1.3	58	19,798	59
ルクセンブルク	2,184,245	19	0.4	1.9	39	321,372	6
オーストリア	2,005,117	20	0.4	3.1	14	221,842	13
その他の国(地域)	39,909,250	-	7.4	-	-	-	-
合計(平均)	538,223,927	-	100.0	4.0	-	67,664	-

(注1) Swiss Re社発行のsigma No.3/2023を基に作成。

(注2) 合計(平均)欄の数字は、2022年の調査対象147か国の合計値。

(注3) 保険料は、国内会社、外国会社を合わせた当該国における元受保険料(クロス・ボーダー取引保険料を含む)であり、海外支店等による元受保険料は含まれない。

(注4) 保険料の日本円換算および国民1人当たり保険料は、2022年の平均為替レート(1ドル=135.6円)により算出した。

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及啓発・理解促進

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決

III 損害保険業の業務品質の向上

IV 損害保険業の基盤整備

V 事故・災害および犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する試験・認定・研修等

資料・データ

会員会社の海外進出状況 (各年4月1日現在)

海外に進出して保険事業を行っている会員会社数



(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

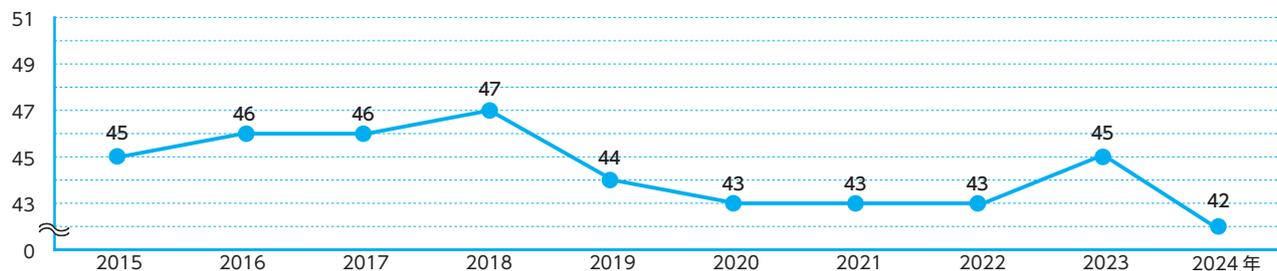
(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

▶ 会員会社が保険事業を行っている海外の国・地域数

2024年
4月1日現在

42か国・地域

国・地域数



(注1)保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

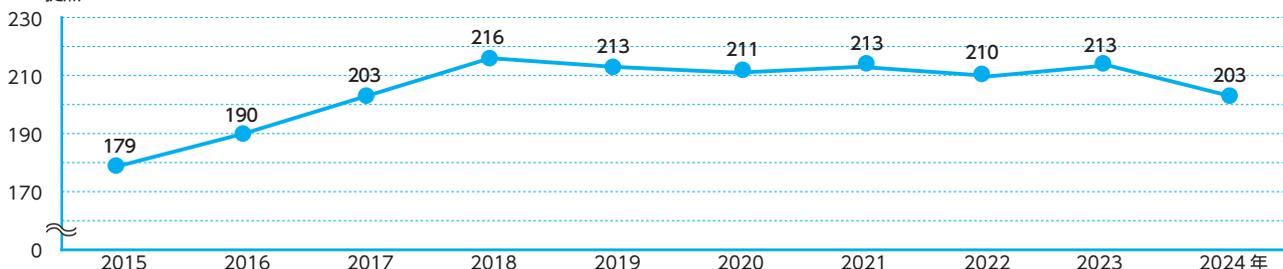
(注2)海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

▶ 会員会社が保険事業を行っている海外の営業拠点数

2024年
4月1日現在

203拠点

拠点



(注1)保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2)海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

▶ 会員会社の海外駐在員事務所数

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
駐在員事務所を設置している会社数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
国・地域数	43	39	38	40	43	43	41	42	42	40
都市数	83	83	81	84	87	85	84	84	84	82
駐在員事務所数	161	166	162	168	165	167	163	165	161	160

会員会社の海外との再保険取引 (海外現地法人分を含まない。)

会員会社の海外出再保険料

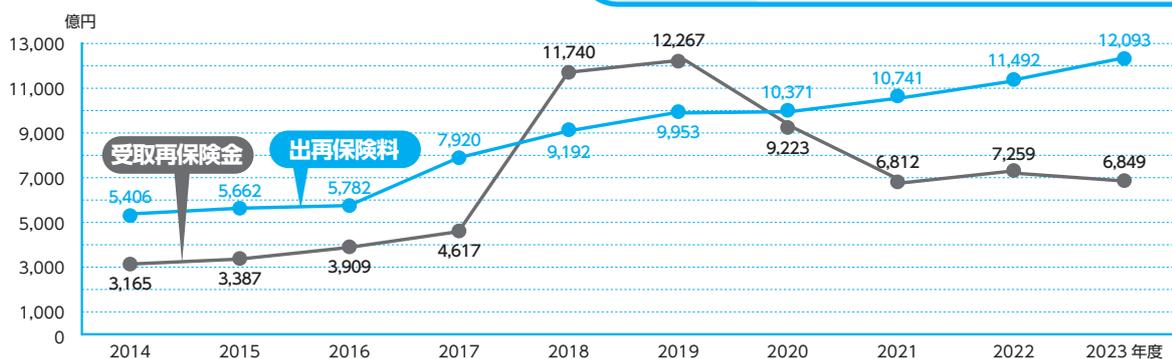
2023年度

1兆2,093億円

会員会社の海外受取再保険金 (再保険手数料含む)

2023年度

6,849億円



会員会社の海外受再保険料

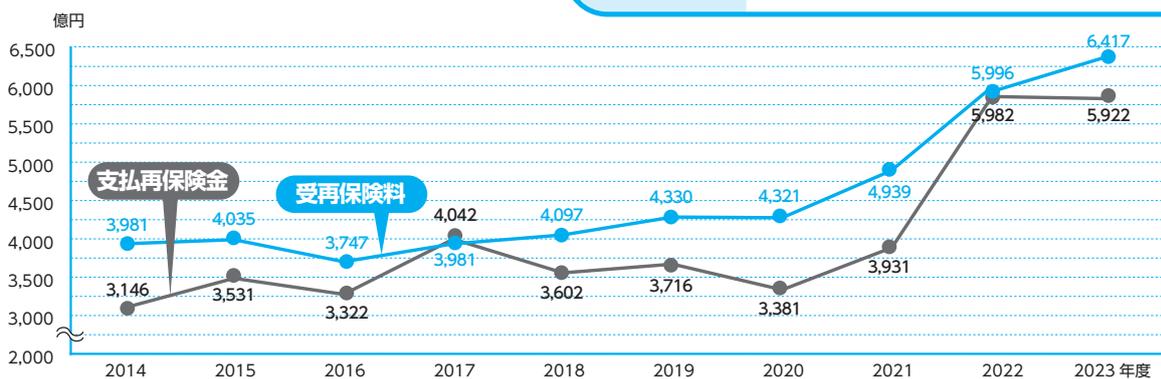
2023年度

6,417億円

会員会社の海外支払再保険金 (再保険手数料含む)

2023年度

5,922億円

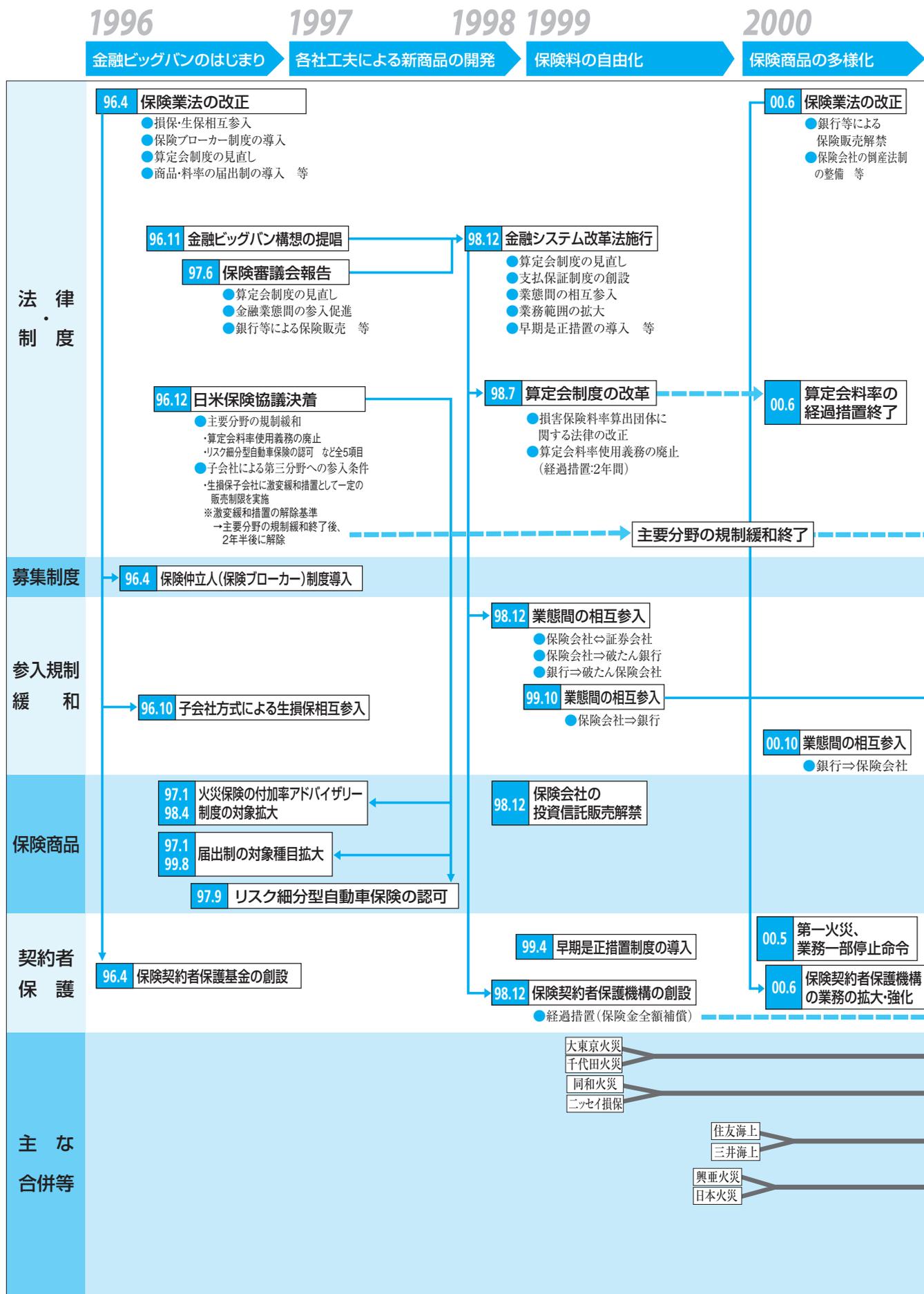


海外連結損害保険子会社の地域別正味収入再保険料 (2023年度)

(単位: 億円)

北米・中南米	元受保険会社		再保険 専門会社	合計
	欧州・中東・アフリカ	アジア・大洋州		
20,090	20,958	4,024	5,022	50,094

自由化以降の損害保険業界の動向



2001

2002

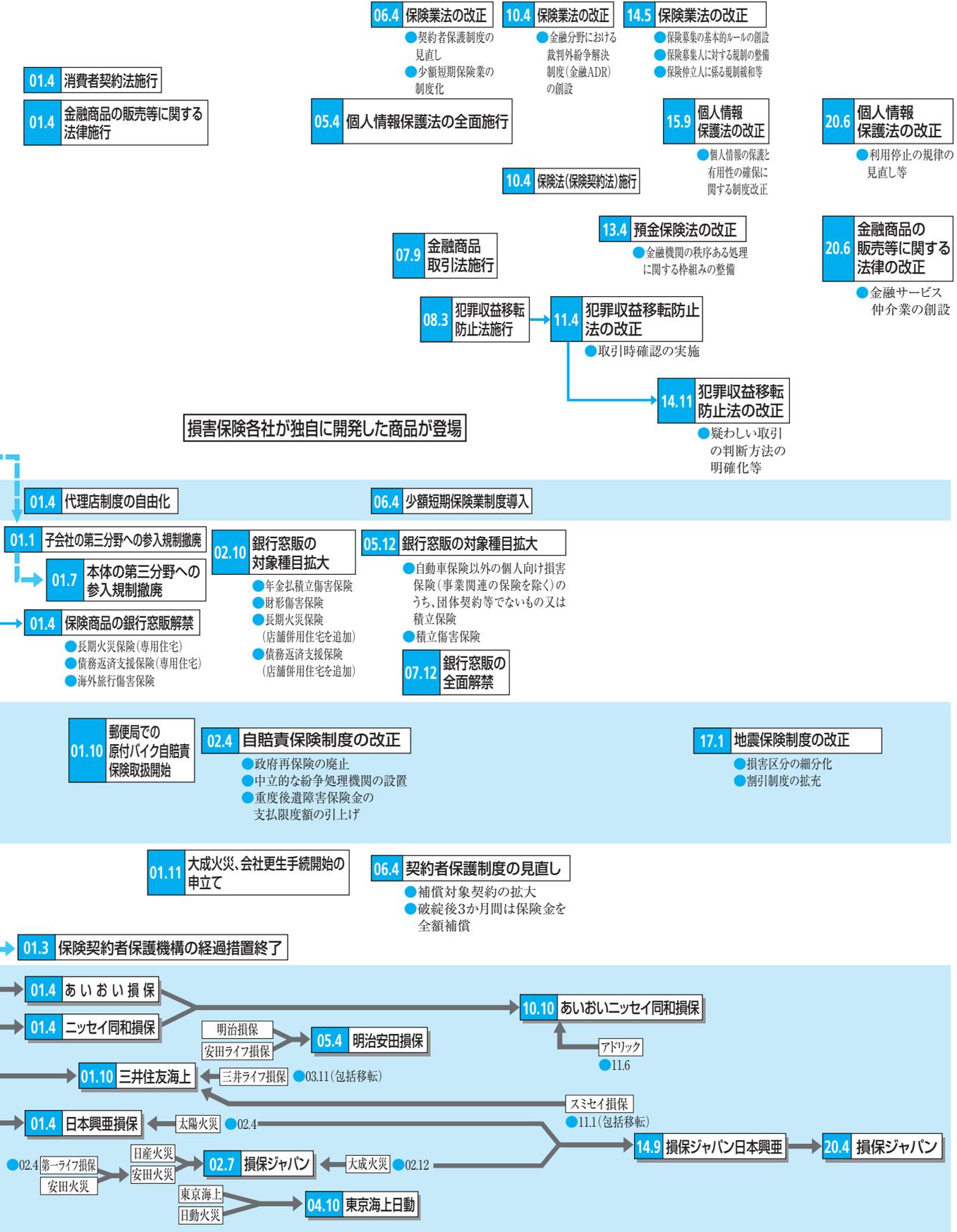
2008

2010

2022

金融ビッグバンの完了

さらなる業界再編・規制緩和 消費者保護の推進



はじめに、損害保険の概況

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及啓発・理解促進

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情紛争の解決

III 損害保険業の業務品質の向上

IV 損害保険業の基盤整備

V 事故、災害および犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する試験・認定・研修等

資料・データ

損害保険のあゆみ

◆：保険商品に関する出来事 ●：保険商品以外に関する出来事

	沿革
1859年 (安政6年)	●横浜で損害保険業が外国保険会社により始まる
1867年 (慶応3年)	●福沢諭吉、「西洋旅案内」で「災難請合の事(イン)シユアランス)」と題して「火災請合」、「海上請合」を紹介
1869年 (明治2年)	●神奈川の税関が保税倉庫内貨物に関し火災損傷の請負を行う
1873年 (明治6年)	●北海道開発の目的で設立された保任社が、函館、東京、大阪間の海上運送貨物について、危難請負開始
1877年 (明治10年)	●第一国立銀行、「海上受合」を開始
1878年 (明治11年)	●わが国最初の海上保険会社設立認可を取得
1879年 (明治12年)	●わが国最初の海上保険会社営業開始 ◆貨物海上保険発売
1883年 (明治16年)	◆船舶保険発売
1887年 (明治20年)	●わが国最初の火災保険会社設立認可を取得 ◆火災保険発売
1888年 (明治21年)	●わが国最初の火災保険会社営業開始
1893年 (明治26年)	◆運送保険発売
1895年 (明治28年)	●保険学会設立
1898年 (明治31年)	●旧商法全面施行(保険事業は免許制となり、保険監督行政の基礎確立)
1899年 (明治32年)	●保険契約法を含む新商法および保険監督法を含む商法施行法公布・施行
1900年 (明治33年)	●保険業法公布・施行 ●農商務省商工局に保険課新設
1904年 (明治37年)	◆信用保険発売
1907年 (明治40年)	●火災保険協会(5社参加)設立、全国料率協定実現(1912年崩壊)
1910年 (明治43年)	●わが国最初の傷害保険専門会社発起認可を取得

	沿革
1911年 (明治44年)	◆傷害保険発売
1914年 (大正3年)	●戦時海上保険補償法公布(1917年9月廃止) ●火災保険協会改組(16社参加) ◆自動車保険発売
1916年 (大正5年)	●火災保険協会を大日本火災保険協会(第1次)と改称 ◆盗難保険発売
1917年 (大正6年)	●大日本聯合火災保険協会(大日本火災保険協会と外国保険協会とが統合)設立、全国協定料率を実施
1920年 (大正9年)	●日本海上保険協会設立
1923年 (大正12年)	●関東大震災発生
1925年 (大正14年)	●農商務省の商工省と農林省への分離により保険監督行政は商工省事務局保険課所管となる
1926年 (大正15年) (昭和元年)	◆硝子保険(ガラス保険)発売
1927年 (昭和2年)	●船舶保険協同会設立
1933年 (昭和8年)	●財団法人損害保険事業研究所設立
1936年 (昭和11年)	◆航空保険発売
1938年 (昭和13年)	◆風水害保険発売
1939年 (昭和14年)	●改正保険業法公布 ●大日本聯合火災保険協会を大日本火災保険協会(第2次)に改組
1940年 (昭和15年)	●改正保険業法施行 ●損害保険国営再保険法施行(1945年2月廃止)
1941年 (昭和16年)	●日本損害保険協会(旧)設立(大日本火災保険協会、船舶保険協同会等の諸機関を統合) ●保険監督行政の所管、商工省から大蔵省へ移管 ●戦争保険臨時措置法公布(1944年2月廃止)
1942年 (昭和17年)	●損害保険統制会設立(日本損害保険協会(旧)解散)
1943年 (昭和18年)	●戦争死亡傷害保険法公布(1945年12月廃止)

	沿 革
1944年 (昭和19年)	●戦争保険臨時措置法を廃止し、戦時特殊損害保険法公布(1945年12月廃止)
1945年 (昭和20年)	●損害保険中央会法公布 ●損害保険中央会設立(1947年9月解散) ●損害保険統制会解散、業務は中央会へ移管
1946年 (昭和21年)	●日本損害保険協会設立
1948年 (昭和23年)	●日本損害保険協会、社団法人に改組 ●保険募集の取締に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算出団体に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算定会設立
1949年 (昭和24年)	●外国保険事業者に関する法律公布・施行
1950年 (昭和25年)	●全国損害保険代理業協会連合会設立 ●日本損害保険協会、国際海上保険連合に加盟
1951年 (昭和26年)	◆入札保証保険・履行保証保険発売
1952年 (昭和27年)	●火災保険代理店格付制度創設・実施
1953年 (昭和28年)	◆賠償責任保険発売
1955年 (昭和30年)	●自動車損害賠償保障法公布・施行 同法により自賠責保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足 ◆自動車損害賠償責任保険発売
1956年 (昭和31年)	●自動車損害賠償責任保険の強制付保実施 ●日本機械保険連盟設立 ◆機械保険・組立保険発売
1957年 (昭和32年)	◆個人賠償責任保険発売
1958年 (昭和33年)	◆ゴルファー保険発売 ◆船客傷害賠償責任保険発売
1959年 (昭和34年)	●保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足
1960年 (昭和35年)	●日本原子力保険プール設立 ◆原子力施設賠償責任保険発売 ◆原子力輸送賠償責任保険発売 ◆建設工事保険発売
1961年 (昭和36年)	◆住宅総合保険発売 ◆動産総合保険発売

	沿 革
1962年 (昭和37年)	●第1回東アジア保険会議、東京で開催 ◆店舗総合保険発売 ◆国内旅行傷害保険発売
1963年 (昭和38年)	●日本船舶保険連盟設立
1964年 (昭和39年)	●自動車保険料率算定会設立 ●所得税法上に損害保険料控除制度を創設・実施 ●全国損害保険代理業協会連合会、社団法人に改組 ◆原子力財産保険発売
1965年 (昭和40年)	●日本損害保険協会、相談・苦情処理機関を拡充 (損害保険調停委員会・損害保険相談室を設置)
1966年 (昭和41年)	●地震保険に関する法律公布・施行 ◆地震保険発売 ●原動機付自転車の自賠責保険強制付保実施
1967年 (昭和42年)	◆交通事故傷害保険発売
1968年 (昭和43年)	◆長期総合保険発売 ◆団地保険発売 ◆つり保険発売
1972年 (昭和47年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)開校
1973年 (昭和48年)	●ノンマリン代理店制度実施 ◆ファミリー交通傷害保険発売 ◆土木工事保険発売 ◆住宅火災保険発売
1974年 (昭和49年)	◆所得補償保険発売 ◆保証証券(シュアティ・ボンド)発売 ◆海外旅行傷害保険(独立約款)発売 ◆積立ファミリー交通傷害保険発売
1975年 (昭和50年)	●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●ヨット・モーターボート総合保険発売 ◆コンピュータ総合保険発売
1976年 (昭和51年)	●国際アクチュアリー会議、東京で開催
1977年 (昭和52年)	◆満期戻総合保険発売
1979年 (昭和54年)	◆労働災害総合保険発売
1980年 (昭和55年)	●全国損害保険代理業協会連合会、日本損害保険代理業協会に改組 ●新ノンマリン代理店制度実施 ◆自転車総合保険発売

損害保険のあゆみ

◆：保険商品に関する出来事 ●：保険商品以外に関する出来事

	沿革
1981年 (昭和56年)	●船舶戦争保険再保険プール設立
1982年 (昭和57年)	●第11回東アジア保険会議、東京で開催 ◆学生総合保険発売 ◆費用・利益保険発売 ◆テニス保険発売 ◆家族傷害保険発売
1983年 (昭和58年)	●全都道府県に警察との防犯対策連絡協議会設置 ◆スキー・スケート総合保険発売
1984年 (昭和59年)	◆積立動産総合保険発売
1985年 (昭和60年)	●国際海上保険連合総会、東京で開催 ◆医療費用保険発売
1986年 (昭和61年)	●損害保険ネットワーク稼働 ◆積立普通傷害保険発売 ◆積立家族傷害保険発売
1987年 (昭和62年)	◆こども総合保険発売
1988年 (昭和63年)	●財形貯蓄の取扱金融機関に参入 ◆財形貯蓄傷害保険発売
1989年 (昭和64年) (平成元年)	●国債の窓口販売業務の開始 ●自賠責保険の診療報酬基準案につき日本医師会と合意 ◆介護費用保険発売 ◆積立女性保険発売 ◆積立生活総合保険発売
1990年 (平成2年)	●財団法人損害保険事業研究所を財団法人損害保険事業総合研究所に改組 ◆積立介護費用保険発売
1991年 (平成3年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)上級コース開校 ●損害保険業界としての「行動規範」策定 ◆建物更新総合保険発売 ◆企業費用・利益総合保険発売
1992年 (平成4年)	◆年金払積立傷害保険発売
1993年 (平成5年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)海外セミナーを開催 ●国際保険学会(IIS)セミナー、東京で開催
1994年 (平成6年)	●損害保険各社が日本証券業協会に加入
1995年 (平成7年)	●阪神・淡路大震災発生 ●新保険業法の成立・公布 ●国際海上保険連合総会、東京で開催

	沿革
1996年 (平成8年)	●新保険業法の施行 ●損害保険代理店制度実施 ●損害保険契約者保護基金制度の創設 ●損害保険仲立人(ブローカー)研修・試験の開始 ●子会社方式による生損保相互参入 ●日米保険協議決着
1997年 (平成9年)	●日本船舶保険連盟解散 ●日本機械保険連盟解散
1998年 (平成10年)	●金融監督庁の発足 ●保険業法の改正・公布 ●損害保険料率算出団体に関する法律の改正・施行 ●損害保険契約者保護機構の創設
1999年 (平成11年)	●早期是正措置制度の導入 ●子会社方式による銀行・信託・証券業務への参入 ◆積立自動車保険発売
2000年 (平成12年)	●介護保険法の施行 ●第一火災海上保険相互会社に業務一部停止命令 ●金融庁発足 ●銀行、保険会社間の子会社方式による相互参入解禁
2001年 (平成13年)	●第三分野参入規制の撤廃 ●改正自動車損害賠償保障法の成立・公布 ●消費者契約法・金融商品の販売等に関する法律施行 ●第一火災海上保険相互会社契約の損害保険契約者保護機構への移転 ●銀行等による保険販売の開始 ●損害保険代理店制度の自由化 ●確定拠出年金法(日本版401K)の公布・施行 ◆確定拠出年金積立傷害保険発売 ◆ガン保険、医療保険発売 ●郵便局でバイク自賠責保険取扱開始 ●大成火災海上保険株式会社が会社更生手続きの開始申立て
2002年 (平成14年)	●改正自動車損害賠償保障法の施行 ●自賠責保険・共済紛争処理機構が改正自動車損害賠償保障法の指定を受け業務開始 ●本人確認法の成立 ●損害保険料率算出機構設立 ●第21回東アジア保険会議、東京で開催
2003年 (平成15年)	●本人確認法の施行 ●個人情報保護法の成立
2004年 (平成16年)	●保険業法施行規則等の一部改正(責任準備金制度の改正)
2005年 (平成17年)	●付随的な保険金支払い漏れが判明した損保会社に対し業務改善命令 ●個人情報保護法の全面施行

	沿 革
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会に「消費者の声」諮問会議を設置 ●保険業法等の一部改正(セーフティネットの見直し、少額短期保険業の導入) ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●金融商品取引法の成立
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第三分野商品の不適切な不払いが判明した損保会社に対し、業務停止命令を含む行政処分 ●地震保険料控除制度の実施 ●金融商品取引法の全面施行 ●銀行等による保険販売の全面解禁 ●住宅瑕疵担保履行法公布
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪収益移転防止法の施行(本人確認法の廃止) ●金融庁が「金融サービス業におけるプリンシプル」を公表 ●保険法の成立
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ●金融商品取引法等の一部を改正する法律公布(金融ADR等) ●保険業法等の一部改正(ファイアウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築) ●住宅瑕疵担保履行法全面施行
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険法の施行 ●日本損害保険協会にそんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター)を設置
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災発生 ●犯罪収益移転防止法の改正(取引時確認の実施) ●損害保険募集人一般試験の開始
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会、一般社団法人に移行 ●損害保険大学課程の開始 ●日本損害保険協会の「消費者の声」諮問会議を「お客さまの声・有識者諮問会議」に改組
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ●預金保険法の一部改正(金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備)
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険業法等の一部改正(保険募集の基本的ルールの創設、保険募集人に対する規制の整備、保険仲立人に係る規制緩和等) ●米国の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」の施行 ●犯罪収益移転防止法の一部改正(疑わしい取引の判断方法の明確化等)
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の一部改正(非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備) ●個人情報保護法の一部改正(個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正)

	沿 革
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ●熊本地震発生 ●特定商取引法の一部改正(特定の取引類型について不公正な勧誘行為等の取り締まり) ●消費者契約法の一部改正(契約の取消しと契約条項の無効等を規定) ●保険業法の一部を改正する法律の施行 ●地震保険制度創設50周年
2017年 (平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地震保険制度の改定(損害区分の細分化、割引制度の拡充、保険料率の見直し) ●金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表 ●民法の一部改正(法定利率の見直し、定型約款に関する規定の新設等)の成立 ●個人情報保護法の一部改正(勧告・命令等の個人情報保護法に基づく監督権限が主務大臣(各省庁)から個人情報保護委員会に移行) ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●日本損害保険協会設立100周年
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> ●金融庁が「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表 ●民法の一部改正(成年年齢引き下げ等)の成立 ●商法の一部改正(運送や海商に関する規定の見直し)の成立
2019年 (平成31年) (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会「行動規範」を改定 ●金融庁が「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を一部改正 ●地震保険制度の改定(保険料率の見直し)
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ●金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部改正(金融サービス仲介業の創設等)の成立 ●個人情報保護法の一部改正(利用停止の規律の見直し等)の成立 ●民法の一部改正(法定利率の見直し、定型約款に関する規程の新設等)の施行
2021年 (令和3年)	<ul style="list-style-type: none"> ●2020年6月改正個人情報保護法に伴う同法施行令・施行規則の改正 ●「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂 ●地震保険制度の改定(保険料率の見直し) ●金融サービスの提供に関する法律(旧:金融商品の販売等に関する法律)の一部改正(金融サービス仲介業の創設等)の施行
2022年 (令和4年)	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者契約法の一部改正(不当な勧誘行為の類型追加等)の成立 ●地震保険制度の改定(保険料率の見直し)
2023年 (令和5年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会「行動規範」を改定 ●保険料調整行為等が判明した損保会社に対し業務改善命令
2024年 (令和6年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会「行動規範」を改定 ●個人情報保護法施行規則等の一部改正(不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい等報告の対象範囲拡大等)施行

2023年4月以降の主な出来事

時期	法制・行政関係	損保協会関係	自然災害関係
2023年 4月	○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律成立		
5月			
6月	○中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行 ○消費者契約法の一部改正(不当な勧誘行為の類型追加等)施行		
7月		○「令和6年度税制改正要望」を決定	
8月			
9月			
10月	○金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall Ⅷ) ○消費者裁判手続特例法の一部改正(共通義務確認訴訟の対象となる損害に慰謝料を追加等)施行		
11月		○保険教育に関する包括連携協定を締結 ○「損害保険の保険金支払いに関するガイドライン」を改定	
12月	○独占禁止法に抵触するおそれのある行為等が認められた損保会社に対し業務改善命令 ○内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正(行政手続のデジタル原則適合に向けた対応)施行	○「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」を改定 ○「中小企業のリスク意識・対策実態調査2023」を発表	
2024年 1月	○保険金不正請求に対する経営管理態勢上の欠陥等が認められた損保会社に対し業務改善命令		○令和6年能登半島地震
2月	○金融サービスの提供に関する法律の一部改正(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律への改題、金融経済教育推進機構の設置等)施行		
3月	○損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議設置 ○国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本方針の閣議決定	○高等学校における損害保険の教育に関する調査(3回目)を実施 ○「業務抜本改革推進PT」を設置 ○「日本損害保険協会 行動規範」を改定 ○「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」を新設	
4月	○金融経済教育推進機構の設立 ○個人情報保護法施行規則等の一部改正(不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい等報告の対象範囲拡大等)施行		
5月			
6月	○「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書の公表 ○「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」の公表		

信頼回復に向けた取組み

保険料調整行為事案および保険金不正請求事案が発生し、一部の会員会社が2023年12月、2024年1月に相次いで金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けました。損保協会では、これらの問題が二度と発生しないよう、業界全体で見直すべき事項を洗い出し、再発防止のためのガイドラインの改定や、会員会社および代理店への周知・徹底を図っています。

各事案の概要と再発防止に向けた取組み（2024年3月時点）

◆保険料調整行為事案

企業を契約者・被保険者とする共同保険契約に係る入札において、損害保険会社の担当者により、応札前における価格調整またはそれに準ずる不適切な行為が行われていた。

主な要因	再発防止に向けた取組み
<ul style="list-style-type: none"> 他社との接触機会が増加 保険契約引受時に行ってはいけない行為が曖昧 独占禁止法に関する啓発取組みの不足 代理店を含むコンプライアンスリスク管理態勢が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ●ガイドラインの整備 <ul style="list-style-type: none"> 「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改定 「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」の新設 「行動規範」に独占禁止法遵守を明記 ●教育・啓発 <ul style="list-style-type: none"> <保険会社向け> <ul style="list-style-type: none"> 「コンプライアンス・セミナー」の定期開催 若手職員等向け研修の実施 <代理店・募集人向け> <ul style="list-style-type: none"> 「募集コンプライアンスガイド」の改定 「損保一般試験教育テキスト」の改訂 解説動画コンテンツの制作・周知

◆保険金不正請求事案

自動車関連事業を兼業する代理店において、修理車両の車体に損傷を新たに作出して修理範囲を拡大することや、不要な板金作業・部品交換を行うことで、保険金を水増し請求するなどの極めて不適切な行為が行われていた。

主な要因	再発防止に向けた取組み
<ul style="list-style-type: none"> 保険金支払管理態勢が不十分 効率的な損害調査の実施の弊害 修理工場による不適切な保険金請求 一部代理店におけるコンプライアンス意識の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ●ガイドラインの整備 <ul style="list-style-type: none"> 「損害保険の保険金支払いに関するガイドライン」の改定 ●対策整理 <ul style="list-style-type: none"> 不正の手口の把握・研究、対策例の共有 既存の不正請求対策の点検・総括（およびレベルアップ策の検討） ●教育・啓発 <ul style="list-style-type: none"> <代理店・募集人向け> <ul style="list-style-type: none"> 「募集コンプライアンスガイド」の改定 「損保一般試験教育テキスト」の改訂 再教育の仕組みを導入（試験再受験など）

さらなる取組みの推進に向けて

損保協会では、従来の枠組みにとらわれず業界慣行を見直すため、2024年3月に「業務抜本改革推進プロジェクトチーム」を設置し、お客さまが安心して損害保険に加入できる環境の整備に向け、さらなる検討を進めています。

はじめに、
損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

第9次中期基本計画の総括

損保協会では、第9次中期基本計画(2021~2023年度)において、重点課題の解決に向け、以下の取組みを着実に実施しました。

① 持続可能なビジネス環境の整備

新しい生活様式(書面・押印・対面手続きの見直し等)、国内外の基準・規制への対応

- ・自賠償保険の損害調査業務等に関して、効率化・ペーパーレス化のための共同システム構築に向けた取組みを推進しました。

デジタル技術の活用による効率化推進・利便性向上

- ・自賠償保険の契約引受・契約管理に関して、異動・解約手続きの非対面化・保険料払込みのキャッシュレス化のための共同システム構築に向けた取組みを推進しました。
- ・保険料控除証明書の発行に関して、電子化・マイナポータル連携にかかる共同システムを構築し、利用拡大に向けた対応を行いました。
- ・従来は紙帳票を使って引受保険会社間でやりとりしていた共同保険の契約明細について、電子データで交換する共同システムを構築しました。

社会環境・自然環境変化に伴うさらなる役割の発揮(気候変動への対応等)

- ・日本経済団体連合会の「カーボンニュートラル行動計画」に参画し、削減目標の達成に向けて排出削減に取り組みました。
- ・自動車関連団体と共同でリサイクル部品活用推進キャンペーンを実施し、啓発ポスター・チラシをデータ提供しました。

② 災害に強い社会の実現

強靱なまちづくりへの貢献

- ・自然災害の損失低減に向けて、水災害対策に関する要望をとりまとめ、国土交通省水管理・国土保全局に提出しました。
- ・各地域において、防災まちづくり・防災教育・地震保険普及等にかかる要望・提言等を行うとともに、自然災害リスクの認識、ハザードマップの活用、保険を含む備えの重要性について、セミナーの開催等を通じて情報発信しました。

自然災害に対する業界共同取組み

- ・大規模水災発生時に衛星画像や浸水範囲図・浸水深推定データを保険会社に提供しました。

地震保険損害処理体制の整備に向けた対応

- ・損害状況申告(自己申告)方式の共同システム化、地震アプリの基盤強化に向けた対応を行いました。

災害に乗じた悪質商法への対応強化

- ・各関係団体・機関と連携した注意喚起や、相談ダイヤルの運営等を行いました。
- ・デジタル技術を活用した不正疑義事案検知に向けた取組みを推進しました。

事業者向け保険の普及促進

- ・特設サイト「中小企業に必要な保険」を開発・運営し、企業を取り巻くリスクやそれに備える保険について情報提供を行いました。
- ・中小企業のリスク意識・対策にかかる実態調査を毎年実施し、調査結果を上記特設サイトで公表するとともに、地方経済産業局や中小機構地域本部等と連携して中小企業向けセミナーを開催しました。

③ 損害保険リテラシーの向上

教育機関・行政・有識者との関係構築、金融他団体との連携強化

- ・次期学習指導要領改訂に向けて、有識者等との関係強化・金融経済教育関係団体との連携を推進しました。
- ・生命保険協会・生命保険文化センターと「保険教育に関する包括連携協定」を締結し、保険教育に関する協力関係を確立しました。

高校生への教育の充実

- ・教員対象の保険教育に関するセミナーの実施や教育情報誌「そんぼジャーナル」等の提供を通じて現場教員に対する各種情報提供を行いました。

教育ツールのデジタル化・手法の改革

- ・高校生向け教材「明るい未来へTRY!」を学習指導要領に沿って授業で活用可能な教材に改訂しました。教材の動画化も実施し、関係各所に周知しました。

はじめに
損害保険の概況

損保協会の所在地 (2024年9月現在)

本部・支部 () は当該支部の所管地域

中国支部 (広島県・岡山県・山口県・鳥取県・島根県)

〒730-0036
広島県広島市中区袋町3-17
シンヨービル12階
082 (247) 4529

北陸支部 (石川県・富山県・福井県)

〒920-0919
石川県金沢市南町5-16
金沢共栄火災ビル4階
076 (221) 1149

北海道支部 (北海道)

〒060-0001
北海道札幌市中央区北一条西7-1
CARP札幌ビル7階
011 (231) 3815

四国支部 (香川県・愛媛県・徳島県・高知県)

〒760-0025
香川県高松市古新町8-1
高松スクエアビル3階
087 (851) 3344

近畿支部 (大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県)

〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜2-6-26
大阪グリーンビル9階
06 (6202) 8761

東北支部 (宮城県・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県)

〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町2-8-15
太陽生命仙台ビル9階
022 (221) 6466

九州支部 (福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県)

〒810-0041
福岡県福岡市中央区大名2-4-30
西鉄赤坂ビル9階
092 (771) 9766

本部

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
03 (3255) 1844 (代表)

関東支部 (東京都・神奈川県・千葉県・茨城県・山梨県・埼玉県・群馬県・栃木県・長野県・新潟県)

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
03 (3255) 1450

沖縄支部 (沖縄県)

〒900-0033
沖縄県那覇市久米2-2-20
大同火災久米ビル9階
098 (862) 8363

中部支部 (愛知県・岐阜県・三重県・静岡県)

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄4-5-3
KDX名古屋栄ビル4階
052 (249) 9760

そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社※とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決のための業務を行っています。
※損保協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限りです。

【受付時間】 月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)の午前9時15分～午後5時

【電話番号】 ナビダイヤル **0570-022808** (全国共通・通話料有料)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

電話リレーサービス・IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

名称	直通電話	郵便番号	所在地
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	〒101-0063	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321	〒541-0041	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階

(注) 損害保険の加入、契約内容の変更や事故の連絡は、直接、損害保険会社または代理店へお願いします。

損害協会の活動

I 損害保険の普及啓発理解促進

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情紛争の解決

III 損害保険業の業務品質の向上

IV 損害保険業の基盤整備

V 事故、災害および犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する試験・認定・研修等

資料・データ